

職員の給与等に関する報告

令和 2 年 1 1 月

宮崎県人事委員会



宮人委職第1127号

令和2年11月24日

宮崎県議会議長 丸 山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣 殿

宮崎県人事委員会

委員長 濱 砂 公 一

職員の給与等に関する報告について

本委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙のとおり報告します。

目 次

別紙 報 告	-----	1
I 職員の給与について		
1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方	-----	1
2 職員の給与の状況	-----	2
3 民間の給与の状況	-----	4
4 職員給与と民間給与との比較	-----	7
5 国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較	-----	8
6 物価・生計費	-----	9
7 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告	-----	9
8 本年の給与の取扱い等	-----	10
II 公務運営の改善について		
1 人材の確保・育成	-----	12
2 女性職員の育成・登用の推進	-----	14
3 働き方改革と勤務環境の整備	-----	15
4 高齢層職員の能力及び経験の活用	-----	24
5 会計年度任用職員制度の適正な運用	-----	24
6 信頼の確保	-----	25
別添 1		
国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告	-----	27
別添 2		
参考資料	-----	33
1 職員給与関係資料	-----	36
2 民間給与関係資料	-----	77
3 生計費及び労働経済関係資料	-----	94

報 告

本委員会は、地方公務員法の定めるところにより、人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項及び給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、給与等に関する報告及び勧告を行ってきた。

本年においても、職員の給与及び公務運営上の諸課題について検討を行ってきたが、特に本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、報告及び勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査を例年より時期を遅らせ、かつ2回に分けて実施したところである。

このため、先行して調査を実施した職員の期末手当及び勤勉手当について10月23日に報告を行ったところであり、今回は、月例給及び公務運営上の諸課題についての検討結果の概要を次のとおり報告する。

I 職員の給与について

1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、給与勧告を通し、適正な給与を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるとともに、職員の給与について、県民の理解と納得を得ることにもつながっているものとする。

職員の給与については、地方公務員法の規定により、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定める」とされている（均衡の原則）。このため、本委員会は、実地に調査した民間事業の従事者の給与をはじめ、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に考慮して、給与水準の改定や給与制度の見直しを行ってきた。

今後とも、職員の給与決定に当たっては、このような考え方に基づき検討を行っていくことが必要である。

2 職員の給与の状況

この報告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職又は医療職の給料表の適用を受けている。

これらの職員について、本委員会は令和2年4月1日現在で「令和2年県職員給与等実態調査」を実施した。職員及びそのうちの行政職給料表適用職員（以下「行政職員」という。）の給与の状況については、別添2参考資料のとおりであり、その主な調査結果は、表1のとおりである。

表 1 令和 2 年県職員給与等実態調査の概要

区 分	職員数	平均 年齢	性別人員 構 成 比		学歴別人員構成比			
			男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全 職 員	人 14,807	歳 43.0	% 62.2	% 37.8	% 80.2	% 6.1	% 13.1	% 0.6
うち行政職員	4,199	42.2	74.0	26.0	70.4	2.3	25.4	1.9

※ 「行政職員」とは、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用を受ける職員のことである。

区 分	平均給与 月 額	給料の月額	扶養 手当	地域 手当	管理職 手 当	住居 手当	その他
全 職 員	円 377,688	円 350,554	円 10,302	円 464	円 5,363	円 7,720	円 3,285
うち行政職員	347,110	320,529	10,779	976	6,218	7,352	1,256

※ 「その他」は、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

なお、本県においては、平成18年度の「給与構造改革」や平成27年度の「給与制度の総合的見直し」に基づき、国に準じて、民間賃金水準の低い地域の実情をより反映させるための給料表水準の引下げをはじめとした給与制度全般にわたる見直しを行ってきた。

その結果、表2のとおり、職員の平均給与月額の水準は、年々下がってきている。

表 2 職員の平均給与月額推移

		H18	H19	H20	H21	H22	H23
全職員	平均給与月額(円)	407,584	404,040	401,499	398,150	394,896	394,537
	平均年齢(歳)	42.0	42.4	42.7	42.9	43.0	43.3
うち 行政職員	平均給与月額(円)	388,034	383,353	380,216	374,886	368,770	368,296
	平均年齢(歳)	42.6	43.0	43.2	43.2	42.9	43.2

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
全職員	平均給与月額(円)	392,808	391,276	390,221	387,609	387,060	384,677
	平均年齢(歳)	43.5	43.6	43.7	43.8	43.8	43.7
うち 行政職員	平均給与月額(円)	365,004	362,686	360,124	356,409	355,175	352,973
	平均年齢(歳)	43.1	43.2	43.0	42.9	42.8	42.7

		H30	H31	R2
全職員	平均給与月額(円)	382,350	380,226	377,688
	平均年齢(歳)	43.4	43.2	43.0
うち 行政職員	平均給与月額(円)	351,508	349,127	347,110
	平均年齢(歳)	42.6	42.3	42.2

※1 平均給与月額とは、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当及びその他の合計である。

※2 各年とも4月1日現在の数値である。

3 民間の給与の状況

本委員会は、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所329事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した142事業所を対象として「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

また、本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給等に関する調査を6月29日から7月31日までの期間で先行して実施し、その後、月例給等に関する調査を8月17日から9月30日までの期間で実施した。

その結果、特別給等においては126事業所、月例給等においても126事業所の調査が完了した。

この調査では、公務に類似すると認められる職務に従事する従業員について、役職段階、学歴、年齢、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、事業所単位に給与改定の状況、諸手当及び特別給（ボーナス）の支給状況等について調査した。

民間給与の状況については、別添2参考資料のとおりであり、その主な調査結果は次のとおりである。

〔初任給の状況〕

新規学卒者の採用を行った事業所の割合及び新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、表3に示すとおりである。新規学卒者の採用を行った事業所の割合は大学卒で34.0%（昨年30.3%）、高校卒で37.6%（同36.3%）となっており、昨年に比べ増加している。

表3 民間における初任給の改定状況等

項目 学歴	新規学卒者の採用を行った事業所の割合					初任給の 平均額 円
	採用 あり	初任給の改定状況			採用 なし	
		増額	据置き	減額		
大学卒	34.0	(38.7)	(61.3)	(0.0)	66.0	215,386
高校卒	37.6	(43.4)	(56.6)	(0.0)	62.4	159,474

※（ ）内は、採用がある事業所を100とした割合である。

〔給与改定の状況〕

表4に示すとおり、係員（上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の従業員をいう。以下同じ。）について、ベースアップを実施した事業所の割合は31.1%となっており、昨年（31.8%）に比べるとほぼ横ばいで、ベースアップ中止やベースダウンが増加している。

表4 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	31.1	12.3	2.1	54.4
課長級	26.6	13.3	1.6	58.6

※ 各欄の計は、四捨五入の関係で100%にはならない。

また、表5に示すとおり、係員について、定期的に行われている昇給を実施した事業所の割合は82.9%と昨年（90.0%）に比べて減少している。

昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は26.3%と昨年（20.6%）に比べて増加し、減額となっている事業所の割合も10.2%と昨年（6.2%）に比べてやや増加している。

表5 民間における定期昇給の実施状況

役職 段階	項目						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施	増額	減額	変化なし	定期昇給 停 止	
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	84.8	82.9	26.3	10.2	46.4	1.9	15.2
課長級	77.4	75.5	23.3	8.4	43.8	1.9	22.6

※ ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

〔特別給の支給状況〕

前回報告したとおり、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた所定内給与月額に対する特別給（ボーナス）の支給割合は、表6に示すとおり4.44月分に相当している。

表6 民間における特別給の支給状況

項 目	金 額 等	
平均所定内給与月額	下半期（A1）	305,391円
	上半期（A2）	302,040円
特別給の支給額	下半期（B1）	656,807円
	上半期（B2）	691,288円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.15月分
	上半期（B2/A2）	2.29月分
	年 間 計	4.44月分

※1 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。

※2 所定内給与月額は、特別給の支給された月の決まって支給する給与の支給総額から時間外手当総額を除いた額である。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

職員と民間との給与比較について、本委員会は、前記2の「令和2年県職員給与等実態調査」及び前記3の「令和2年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては行政職員、民間においてはこれと類似すると認められる職種の従業員について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、表7に示すとおり、職員給与が民間給与を77円（0.02%）下回っている。

表7 職員給与と民間給与との較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A-B） $\left[\frac{(A-B)}{B} \times 100 \right]$
352,546円	352,469円	77円 (0.02%)

※ 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

なお、職員と民間との比較に当たって使用した給与種目は、表8のとおりである。

表8 公民比較における比較給与種目

民間給与	職員給与
きまって支給する給与（※1）から時間外手当（※2）及び通勤手当を除いたもの	給料の月額（給料の調整額及び給与制度の見直しに伴う経過措置として支給されている差額を含む。）、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当

※1 職種別民間給与実態調査における「きまって支給する給与」をいい、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される全ての給与をいう。

※2 職種別民間給与実態調査における「時間外手当」をいい、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

(2) 特別給

前回報告したとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数は4.45月であり、民間の支給割合は4.44月分となっている。

5 国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較

国家公務員と地方公務員との給与水準の比較については、諸手当を含まず、給料月額を学歴や経験年数を揃えてラスパイレス比較をする方式が定着している。

この方式によると、表9のとおり、国家公務員の俸給月額を100とした場合の本県行政職員の指数は97.5と、2.5ポイント低い。

また、当該指数の都道府県の平均は99.8であり、本県は2.3ポイント低い状況となっている。

表9 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成31年4月1日現在)

宮 崎 県	97.5
都道府県平均指数	99.8
指数分布区分	都道府県数
102以上	1
100以上 102未満	21
98以上 100未満	21
96以上 98未満	3
96未満	1
国	100.0

※ 平成31年地方公務員給与実態調査（総務省）より作成したものである。

※ 「ラスパイレス指数」とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

次に、全国の国家公務員と職員とを平均給与月額（単純平均）により比較したところ、表10のとおりとなっている。

なお、国家公務員との給与水準比較については、公民較差の算定の手法により、県内の国家公務員の給与（諸手当を含む。）と比較する方法も考えられるが、比較対象数が少ない等の様々な課題がある。

表10 職員と国家公務員の平均給与月額等の比較

区 分	年 齢	平均給与月額						
		給料の月額 (俸給の月額)	扶養手当	地域手当等	管理職手当 (俸給の特別調整額)	住居手当	その他	
	歳	円	円	円	円	円	円	円
職員(行政職員)(A)	42.8	352,593	325,358	11,130	1,011	6,445	7,347	1,302
国家公務員(行政職俸給表(一)適用職員)(B)	43.2	408,868	327,564	9,613	43,534	12,530	6,427	9,200
差(A-B)	△ 0.4	△ 56,275	△ 2,206	1,517	△ 42,523	△ 6,085	920	△ 7,898

※ 職員、国家公務員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

※ 「給料の月額」は、給料の調整額及び給与制度の見直しに伴う経過措置として支給されている差額を含む。

※ 「その他」は、初任給調整手当、特勤手当、へき地手当及び単身赴任手当(基礎額)等の合計額である。

6 物価・生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年同月に比べ、全国においては0.1%、宮崎市においては0.1%それぞれ上昇している。

(2) 標準生計費

本委員会が家計調査(総務省統計局)を基礎に算定した本年4月の宮崎市における標準生計費は、2人世帯で128,120円、3人世帯で147,750円、4人世帯で167,360円となっている。

7 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告

人事院においては、国会及び内閣に対して本年10月7日に、特別給等に係る国家公務員の給与等に関する報告及び勧告(以下「人事院勧告」という。)を行い、本年10月28日に、月例給に係る国家公務員の給与に関する報告(以下「人事院報告」という。)を行ったところである。

このうち、本年の官民較差に基づく給与改定について、まず月例給については、10月28日の人事院報告の中で、民間給与との較差が△164円（△0.04%）となり、このように較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難である場合には、従来から月例給の改定を見送っているとして、月例給の改定は行わないこととする報告がなされたところである。

また、特別給については、10月7日の人事院勧告において、民間の特別給の支給水準に均衡するよう支給月数を現在の4.50月から0.05月分引下げ、4.45月とする旨の勧告がなされている。

なお、本年の人事院勧告及び人事院報告の概要は、別添1のとおりである。

8 本年の給与の取扱い等

(1) 給与改定の考え方

本委員会における職員の給与改定に係る基本的な考え方については冒頭に述べたとおり、地方公務員法に定める「均衡の原則」に基づくこととしている。

また、この均衡の原則については、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」（平成18年3月）において、「給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきこと」、「給与水準については、地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用すべきこと」、さらに、「仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、それぞれの地域における国家公務員の給与水準をその地域の地方公務員の給与の水準決定の目安とすべきこと」などの考え方が示され、国もこの考え方に立って技術的助言等を行っているところである。

そのため、本年においても、例年同様、このような考え方に基づき、職員の給与決定の要素となる国家公務員及び他の都道府県職員の給与並びに民間従業員並びに物価・生計費等の状況を踏まえ、次のとおり判断した。

(2) 給与の取扱い

ア 月例給

本年4月の月例給における職員給与と民間給与との比較を見ると、前記4(1)のとおり職員給与が民間給与を77円(0.02%)下回っているものの、較差が極めて小さく、また、本年の人事院報告においても同様の状況にあり、結果として改定を行わないとしていることから、本年は、月例給の改定を行わないことが適当である。

イ 特別給

前回報告したとおり、民間の支給割合と職員の支給月数は概ね均衡していることから、本年は特別給の改定を行わないことが適当であるとしたところである。

Ⅱ 公務運営の改善について

1 人材の確保・育成

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、社会経済情勢が大きく変化する中、新たな行政需要や多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、優れた資質と公務に対する強い意欲を持った有為な人材を確保・育成するとともに、これらの人材を最大限有効に活用してより効率的な行政運営を進めていくことが重要である。

(1) 人材の確保

人材の確保については、近年、少子化に伴う受験年齢人口の減少、民間企業の雇用情勢の影響、国や他の地方公共団体との競合等により、非常に厳しい状況にある。

そのような中、これまで、受験者確保のための広報活動や試験制度の見直しを行ってきたところであるが、今年度は、新たな区分試験「一般行政特別枠」を設け、公務員試験対策が不要な試験を導入したところ、当該特別枠に関しては、従来からの「一般行政」を大幅に上回る受験者数を確保することができた。

一方で、技術系職種に関しては、より専門重視の配点とする見直しや受験負担の軽減を図ったところであるが、依然として厳しい状況が続いているため、制度の見直しを引き続き積極的に行う必要がある。

また、今年度の採用試験では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、一部の試験で日程や会場の変更を余儀なくされ、試験会場においては、受験者同士の十分な間隔の確保、消毒の徹底等の感染拡大防止対策を講じることとなった。今後とも、このような想定

外の事態に臨機応変に対応できる試験実施体制を整えておく必要がある。

広報活動に関しては、学生等との意見交換会の実施、志望者に対する相談対応の充実等に取り組んでいるところであるが、より一層各任命権者と連携を図りながら、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）やWEB会議ツールを積極的に活用して、高校生や大学1、2年生も対象とした効果的な啓発・広報活動を実施し、県職員の魅力や仕事のやりがいを広く発信していく必要がある。

このほか、近年、複数の区分試験で大卒程度の最終合格者から辞退者が出たことにより、内定者数が採用予定数を下回る状況が続いている。合格発表の一層の早期化を図るとともに、合格者への接触の機会を早めるなど、辞退の防止をさらに強化する必要がある。

今後とも、試験制度の在り方等について、社会情勢の変化に対応した見直しを行っていく必要がある。

(2) 障がい者の採用

障がい者の採用については、昨年度において選考対象者の見直しを行うなど、受験機会の拡大を図っているところであるが、採用後も安定的にその能力が発揮できるよう、障がいの内容及び程度に応じて、適切な合理的配慮が必要である。

(3) 就職氷河期世代への支援

就職氷河期世代への支援については、令和元年6月に政府として3年間（令和2～4年度）の集中的な支援に取り組む方針が示され、同年12月及び本年7月には総務省より地方公務員についても中途採用の推進について要請がなされた。

このため、本県においても就職氷河期世代の就職の機会を拡大する観点から、今年度、採用試験を実施したところである。引き続き、国の要請の趣旨に沿って、中途採用の推進に努めるとともに、採用後も個々の職員が意欲、能力を生かして活躍できる環境を整備する必要がある。

(4) 人材の育成

人材の育成については、限られた人員の下、効率的な行政運営を進めていくために、職員の自己啓発等の支援を充実させるとともに、職員一人ひとりの意欲や能力を高めるための研修を実施するなど、継続的かつ計画的に推進していく必要がある。

人事評価制度については、本格実施から5年目を迎えたところであり、引き続き、運用状況の検証、評価者の評価スキル向上、被評価者の意識向上等に努め、当該制度が十分に機能し、効果的な人材育成や組織の活性化等につながるよう、今後とも適切に取り組んでいく必要がある。

また、今年度から導入された会計年度任用職員についても、当該制度を活用して、意欲や能力の向上等、人材育成を図る必要がある。

2 女性職員の育成・登用の推進

本県では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合う社会を実現することを目指し、「第3次みやざき男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた様々な取組が進められている。

県の政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、多様で高度化する県民ニーズに適切に対応し、県民本位の行政を実現するために積極的に取り組む必要がある。

また、県においては、「県庁職員子育て・女性応援プラン」を策定しており、今後とも事業主としての責務を含め、効果的な取組を推進していく必要がある。

このため、各任命権者においては、性別にかかわらず、職員がその能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、意欲と能力のある女性職員が活躍できるよう、スキル向上に資するマネジメント研修やキャリア形成のための支援を充実させ、幹部等ポストへの登用や幅広い分野への配置を行うなど、今後とも、より一層積極的に取り組んでいく必要がある。

3 働き方改革と勤務環境の整備

限られた人員と財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応し、効率的でより質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが心身ともに健康で、公私ともに充実した生活を実現し、意欲をもって働けるように取組を進めることが重要である。

このような中、昨年4月に施行された働き方改革関連法の趣旨を踏まえ、公務においても時間外勤務の上限の設定やテレワークの導入が進むなど、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に向けた様々な取組が加速している。

本県でも、各任命権者において、働き方改革に関する様々な取組が行われているが、有為な人材の確保を図る観点からも、今後とも、その意識を高め、業務量の適正化等による長時間労働の是正や、仕事と家庭の両立支援制度の周知等による個々の事情に応じた柔軟な働き方の推進に取り組むとともに、職員が心身の健康を保ちながら働くことのできる勤務環境の整備を図る必要がある。

(1) 長時間労働の是正

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康の保持、公務能率の向上、労働意欲の維持等に加え、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、組織を挙げて取り組む必要のある重要な課題である。

本県においては、国に準じて、昨年4月に、時間外勤務命令を行うことができる上限を原則として1箇月につき45時間、1年につき360時間と設定し、各任命権者において、業務の効率化の推進や退庁時間表示カードによる勤務時間の「見える化」、パソコンのログオフ時間の確認による勤務時間の管理、定時退庁日の設定等の取組を行っているところであるが、依然として時間外勤務の多い部署があり、上限時間を超えている職員も見受けられる。

このような状況を踏まえ、各所属においては、時間外勤務の事前命令の徹底、勤務時間の適正な把握、業務の的確な進行管理等、マネジメントの強化を図り、組織全体として業務量の削減や合理化・平準化に取り組む必要がある。これらの取組を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合には、人員配置の見直しを検討することが求められる。

イ 教員の業務負担の軽減

教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、効果的で質の高い教育活動を行っていくためには、学校における働き方を見直し、教員がやりがいと誇りを持って能力を発揮できる環境を整備することが極めて重要である。

このような中、文部科学省においては、昨年12月に公立の義務

教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）を改正して、公立学校の教員の時間外上限を「月45時間内、年360時間内」とするガイドラインを、法的根拠のある指針に格上げすることによって、教員の在校等時間の客観的把握などによる縮減の実効性を強化することとした。

県教育委員会では、この文部科学省の動きを受け、本年3月に関係する条例を改正し、今後、勤務時間外の在校等時間について文部科学省の指針を参酌し、県・市町村教育委員会における上限方針を定めることを検討している。

また、上記の給特法の改正には、併せて地方公共団体の判断により一年単位の変形労働時間制の適用を可能とすることも盛り込まれており、令和3年4月から施行されるという新たな動きも出てきている。

一方で、県教育委員会が昨年10月に実施した調査では、月80時間を超えて時間外業務を行う教員は減りつつあるものの、月45時間以上の教員は依然として多い状況である。加えて、一部には、年次休暇の取得が民間の労働法制で最低限とされている5日に満たない教員も見受けられる。

このため、県・市町村教育委員会では、学校閉庁日や部活動の休養日の設定、外部の者が学校職員として指導を行う部活動指導員や教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフの配置などの取組に加え、家庭や地域に対して働き方改革に対する理解と協力を求めるメッセージを配布するなどの取組を進めているところであり、更に客観的な在校等時間の管理も可能とする校務支援システムを公立小中学校に統一して導入することも計画しているところである。

今後とも、県教育委員会においては、文部科学省の指針等を踏まえ、また、市町村教育委員会とも連携して、教員の適切な勤務環境の整備に向けた実効性のある取組を強く推進するとともに、学校においては、学校全体で働き方に関する意識改革を進め、保護者や地域の理解と協力を得ながら、教員の業務負担の軽減に着実に取り組む必要がある。

ウ 年次休暇等の取得促進

年次休暇等の取得は、職員の心身の疲労を回復し、ゆとりある生活をもたらすことから、公務能率の向上はもとより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る上でも重要である。

本県においては、特定事業主行動計画の中で、年次休暇の取得目標を設定し、知事部局等においては目標を15日から16日に引き上げるなど積極的に取得促進に取り組んでいるが、任命権者によっては、平均取得日数が伸び悩んでいるとともに、依然として取得日数が5日未満の職員が見受けられる。

このような状況を踏まえ、各所属においては、まずは管理監督者自身が率先して休暇を取得することや取得計画を所属内で共有することによる取得しやすい環境づくりに努めることなどにより、年次休暇等の取得をさらに促進する必要がある。

エ 夏季休暇の在り方

本県においては、7月から10月までの期間に3日の夏季休暇及び4日の夏季リフレッシュ年休が設けられている。これらの休暇は、心身の健康の維持・増進や家庭生活の充実を図るためのものであり、取得しやすい環境づくりを進めることは、職員のワーク・

ライフ・バランスの向上に資するのはもちろんのこと、働く職場としての県の魅力が向上し、優秀な人材の確保にも寄与するものである。

このような中で、夏季休暇について国や各都道府県の状況を見ると、令和2年4月1日現在で、国が3日である一方、多くの都道府県はこれを上回っている。

こうした点も踏まえ、夏季休暇の日数の在り方について、本県の実情等も考慮しながら検討していくことが求められる。

(2) 個々の事情に応じた柔軟な働き方の推進

ア 子育て・介護と仕事の両立支援

誰もが活躍できる社会の実現を国全体で目指す中、子育てや介護を行う者の負担軽減が課題となっており、これらの職員がそれぞれの事情に応じて職務に従事できるよう、周りの職員の理解と協力を含め、勤務環境の整備を図ることが極めて重要である。

とりわけ、子育てについては、家庭での負担が女性に偏りがちであるため、その負担を軽減し、男女が共に子育てに参画し、仕事との両立を図っていく観点から、男性の育児参画を推進していくことが必要である。

国においては、平成30年度の男性の育児休業取得率が12.4%である中で、本年度から子どもが生まれた全ての男性職員が1ヶ月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指し、政府一丸となって取組を進めるという方針が示された。

本県においては、平成30年度の男性の育児休業取得率は全職員で4.1%にとどまっている。このため、知事部局においては、令和6年度までに男性の育児休業取得率を20%とする目標を掲げ、

また警察本部においては、職員の仕事と生活の調和を図るため居住地規制の緩和や幹部による男性の育児休業の取得促進等の取組がなされている。

一方で、介護に関しては、団塊世代の全てが75歳に達する、いわゆる2025年問題が取り上げられるなど高齢化がますます進む中で、本県においても、短期介護休暇を取得する職員は男女ともに増加傾向にあるが、介護休暇や介護部分休暇の取得は少ない。

このような状況を踏まえ、各任命権者においては、各種の支援制度がより有効に活用されるよう、職員への周知に努めるとともに、管理監督者をはじめ、職場全体の理解を促進し、国の取組や他の都道府県の状況等を参考にしつつ業務のサポート体制を確立することが求められる。

イ 柔軟で効率的な働き方の推進

子育てや介護に留まらず、障がいや有する等の様々な条件下にある職員が、その能力を十分に発揮するためには多様な時間や場所において働ける勤務環境の整備が重要である。

国においては、原則として全ての職員をフレックスタイム制の対象としているほか、都道府県によっては、時差出勤の通年実施等が行われているところもあり、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの環境整備を図る動きが広まっている。

本県においても、各任命権者において、時差出勤のパターンの拡充やテレビ会議の活用、サテライトオフィスの本格的な実施等に取り組んでいるところである。

今後とも、勤務時間の弾力化やテレワーク環境の充実等、柔軟で効率的な働き方を推進することが求められる。

ウ テレワークの推進

テレワークは、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるため、より柔軟で効率的な働き方を可能とするとともに、子育て、介護といった勤務に当たって制約を抱える職員が更に能力を発揮できる働き方も可能とする。

国においては、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）で、国家公務員については、2020年度（令和2年度）までに、①必要な者が必要な時に、テレワーク勤務を本格的に活用でき、②リモートアクセス機能の全府省での導入を実現するため、計画的な環境整備を行うこととされており、令和元年度の国家公務員のテレワーク実績（本省分）は、前年度と比べ、実施者数で9,868人から26,285人に、職員総数に占める実施割合で18.3%から47.4%に、それぞれ増加している。

一方で、本県においては、知事部局の職員を対象に、平成29年度から、サテライトオフィスが本庁舎内に設置されているところ、主に出先機関に勤務する職員が本庁に出張した際に、用務終了後、帰庁することなく業務を行うために利用されており、令和元年度は延べ222人の実績があった。

テレワークは、働き方改革の観点に加え、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止策として急速に浸透したように、感染症の拡大や大規模災害など、非常時における業務の安定的な継続、更には柔軟な働き方を志向する流れが強まる中での人材確保・育成の観点からも効果が期待される。

このため、本県においても今般のコロナ禍において暫定的に導入した在宅勤務について、本格的な導入を検討するなど、テレワークの活用をさらに推進する必要がある。

(3) 心身の健康づくり

職員が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、公務において職員が能力を十分に発揮するためにも重要である。

本県では、長時間勤務を行った職員に対する面談やメンタルヘルス研修を実施するなど、職員の心身の不調の未然防止に取り組んでおり、また、昨年7月には、職員の健康づくりを戦略的に実践することにより生産性の向上等を目指す「健康経営」を推進するため「健康県庁」宣言を公表し、食生活の改善の促進や運動の習慣化を図るなど、職員の健康保持・増進のための取組を進めているところである。

一方で、心の病気が原因で休職する者の割合が休職者全体の6割以上を占める状況が続いており、令和元年実施の定期健康診断において、40歳以上の職員の有所見率が9割超、その他の世代においても8割超の高い状況にあるなど、心身の健康づくりが大きな課題となっている。

今後とも、各任命権者においては、定期健康診断の全員受診の徹底や要医療者への精密検査の受診勧奨等、職員の健康保持・増進に取り組むとともに、心の健康については、ストレスチェック制度の活用等による不調の未然防止、医師面接の勧奨等による早期発見・早期治療、さらには、休職した職員の職場への復帰支援、再発防止といったそれぞれの場面における適切な対策に取り組むなど、職員が心身ともに健康で働くことのできる職場づくりに積極的に取り組む必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場の運営にも支障をもたらすものであり、ハラスメントのない安心して働くことのできる勤務環境づくりが極めて重要である。

昨年改正された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律では、事業主に対してパワー・ハラスメント防止のための措置を義務付けており、本年1月には厚生労働省から具体的なパワー・ハラスメントとなりうる行為等が例示された指針が告示され、6月から大企業を対象に施行されている。

国においては、本年4月にパワー・ハラスメントの防止等を定めた人事院規則を制定するとともに、代表的な事例とこれに係る処分基準を懲戒処分の指針に追加して6月から施行されている。

本県においても、当委員会への苦情相談において、ハラスメントに関するものが依然としてある中で、各任命権者において、ハラスメントの防止等に関する要綱や懲戒処分の基準が改正された。また、これらの改正に併せて、例えば、警察本部においては、管理職等を対象としたハラスメント教養の改善、充実を図るなど、各任命権者において取組が強化されている。

今後とも、各任命権者においては、ハラスメントが職員の人権に関わる許されない行為であり、勤務環境や心身に支障を及ぼすものであるという認識のもとに、相談しやすい体制づくりや相談対応の研修等の取組を推進するとともに、国における取組等も参考に、さらに有効な取組を検討する必要がある。

4 高年齢層職員の能力及び経験の活用

人事院は、平成30年8月、国会及び内閣に対して、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行い、定年の引上げに当たっては、民間企業の高年齢雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定すること、能力・実績に基づく人事管理を徹底し、役職定年制の導入により組織活力を維持すること、短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現すること等について言及した。

この意見の申出を受け、本年3月に国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は、審議未了で廃案となったが、人事院は、本年の報告において定年引上げの早期実施について改めて要請を行ったところである。

一方で、同法律案と同時に提出された「地方公務員法の一部を改正する法律案」は継続審議中となっている。

本県においても、複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、高年齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが必要であることから、引き続き、今後の法制化の状況や他の地方公共団体の動向等を注視しながら、高年齢層職員の雇用をめぐる様々な課題について、本県の実情を踏まえて具体的に検討していく必要がある。

5 会計年度任用職員制度の適正な運用

本県では、平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、今年度から会計年度任用職員制度が導入されたところであるが、今後とも、適正な制度の運用を図る必要がある。

6 信頼の確保

(1) 公務員の倫理

県民本位の県政を推進し、的確に行政課題に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての強い自覚を持ち、公務の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、公務員倫理、服務規律の保持に努めることが重要である。

本委員会では、公務員倫理の向上と職員の意識改革の徹底について繰り返し言及しているが、今なお、県民の信頼を損なう不祥事が後を絶たない状況が続いている。

このため、各任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平素から指導を徹底するとともに、再発防止のための研修や啓発を通じて、職員の法令遵守及び服務規律の保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努めていく必要がある。

知事部局では、平成29年6月に公布された地方自治法等の一部を改正する法律に基づき、今年度から内部統制制度が導入されたところであるが、適正な事務の管理及び執行を確保するため、効果的な制度の実施を図る必要がある。

(2) 危機事象への対応

近年は、大型台風、豪雨、地震等の大規模災害が多発し、住民の生命・財産への被害が激甚化している。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は、住民の生命や生活のみならず、経済、社会、さらには人々の意識・行動にまで多方面に影響を与えている。

このような危機事象は今後も発生するものと考えられ、そのような非常時においても、業務を安定的に継続し、県民の信頼を維持できるよう、業務継続計画に従って、業務の継続性・安定性を確保するための体制を整備するとともに、県民にとって必要な情報を適時適切に提供することが必要である。

別添 1

国家公務員の給与等に関する
人事院の報告及び勧告

目 次

1	給与勧告の骨子（令和2年10月7日）-----	30
2	公務員人事管理に関する報告の骨子（令和2年10月7日）-----	31
3	報告の骨子（令和2年10月28日）-----	32

給与勧告の骨子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]

公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

報 告 の 骨 子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 $\Delta 164$ 円 $\Delta 0.04\%$

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

（参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

別添 2

参 考 資 料

目 次

1	職員給与関係資料	
	令和2年県職員給与等実態調査の概要	36
	第1表 職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均給与月額の推移	37
	第2表 職員の給料表別、性別及び学歴別人員構成比	38
	第3表 職員の給料表別給与支給状況	39
	第4表 職員の給料表別諸手当支給状況	40
	第5表 職員の職務の級別、号給別人員	56
	第6表 職員の給料表別、年齢別人員	72
	第7表 再任用職員の給料表別、年齢別人員	74
	(参考) 職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移	75
2	民間給与関係資料	
	令和2年職種別民間給与実態調査の概要	77
	第8表 産業別、企業規模別調査事業所数	79
	第9表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	81
	第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	82
	第11表 民間における初任給の改定状況	91
	第12表 民間における家族手当の支給状況	91
	第13表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	92
	第14表 民間における定年制の状況	92
3	生計費及び労働経済関係資料	
	令和2年4月の標準生計費算定方法	94
	第15表 宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和2年4月)	95
	第16表 労働経済指標	96

1 職員給与関係資料

令和2年県職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るために実施したものである。

2 調査の時期及び対象職員

職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の適用を受ける職員（休職者、育児休業の承認を受けた職員、再任用職員及び臨時的任用職員等を除く。）で令和2年4月1日に在職する者

ただし、再任用職員については、第7表のとおり、別に調査を行っている。

3 調査の内容

令和2年4月分の給与、年齢、学歴等について調査した。

第1表 職員の給料表別職員数、
平均年齢及び平均給与月額推移

(令和2年県職員給与等実態調査)

給料表の区分	職 員 数				平 均 年 齢		平 均 給 与 月 額			
	平31. 4. 1 現 在	令2. 4. 1 現 在	構成比	増加率	平31. 4. 1 現 在	令2. 4. 1 現 在	平31. 4. 1 現 在	令2. 4. 1 現 在	増加率	
	人	人	%	%	歳	歳	円	円	%	
全 職 員	14,902	14,807	100.0	-0.6	43.2	43.0	380,226	377,688	-0.7	
うち行政職員	4,222	4,199	28.4	-0.5	42.3	42.2	349,127	347,110	-0.6	
県 関 係 職 員	計	9,072	9,025	61.0	-0.5	41.9	41.8	366,470	365,212	-0.3
	行政職	3,946	3,921	26.5	-0.6	42.4	42.2	350,641	348,859	-0.5
	公安職	1,971	1,974	13.3	0.2	37.7	37.3	340,946	339,445	-0.4
	教育職	2,551	2,554	17.2	0.1	44.6	44.8	406,341	406,349	0.0
	研究職	205	171	1.2	-16.6	41.6	41.3	357,517	355,766	-0.5
	医療職(一)	38	34	0.2	-10.5	38.0	38.3	863,600	867,969	0.5
	医療職(二)	226	239	1.6	5.8	40.9	41.0	362,171	360,829	-0.4
	医療職(三)	135	132	0.9	-2.2	39.4	40.1	329,262	331,011	0.5
市 町 村 立 学 校 職 員	計	5,830	5,782	39.0	-0.8	45.3	44.8	401,630	397,161	-1.1
	教育職	5,554	5,504	37.2	-0.9	45.5	45.0	405,315	400,935	-1.1
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	事務職	276	278	1.9	0.7	42.1	41.7	327,477	322,443	-1.5

(注) 1 給与月額は、給料(給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。)、扶養手当、地域手当、管理職手当及び住居手当等の合計額である。

2 各欄の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

第2表 職員の給料表別、性別 及び学歴別人員構成比

(令和2年県職員給与等実態調査)

給料表の区分		性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男	女	大学卒 ①	短大卒 ②	高校卒 ③	中学卒 ④
		%	%	%	%	%	%
全職員		62.2	37.8	80.2	6.1	13.1	0.6
うち行政職員		74.0	26.0	70.4	2.3	25.4	1.9
県 関 係 職 員	計	72.6	27.4	75.9	3.1	20.1	0.9
	行政職	75.2	24.8	72.4	1.9	24.0	1.7
	公安職	91.8	8.2	58.1	1.5	40.4	-
	教育職	58.8	41.2	92.3	4.3	3.0	0.4
	研究職	75.4	24.6	96.5	2.9	0.6	-
	医療職(一)	79.4	20.6	100.0	-	-	-
	医療職(二)	51.5	48.5	92.9	7.1	-	-
	医療職(三)	8.3	91.7	69.7	30.3	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	46.0	54.0	86.9	10.7	2.2	0.2
	教育職	45.4	54.6	89.1	10.9	-	-
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-
	事務職	57.2	42.8	42.4	7.9	45.0	4.7

第3表 職員の給料表別給与支給状況

(令和2年県職員給与等実態調査)

給料表の区分	給 与 支 給 状 況										
	給料の月額 ①	うち給料の 調整額	うち教職 調整額	うち切替え に伴う差額	扶養手当 ②	地域手当 ③	管理職手当 ④	住居手当 ⑤	その他 ⑥	計 ⑦	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
全職員	350,554	1,291	6,915	184	10,302	464	5,363	7,720	3,285	377,688	
うち行政職員	320,529	235	—	227	10,779	976	6,218	7,352	1,256	347,110	
県 関 係 職 員	計	337,738	1,516	3,884	184	11,589	761	4,558	7,529	3,037	365,212
	行政職	321,616	252	—	231	10,961	1,045	6,659	7,371	1,208	348,859
	公安職	312,627	—	—	157	14,181	94	2,225	7,167	3,151	339,445
	教育職	382,897	3,326	13,724	158	11,171	—	3,172	7,968	1,142	406,349
	研究職	333,130	—	—	6	12,295	—	1,708	8,308	325	355,766
	医療職(一)	424,779	2,559	—	—	8,632	74,472	32,038	5,368	322,679	867,969
	医療職(二)	328,892	13,728	—	40	8,726	227	4,292	8,305	10,387	360,829
医療職(三)	317,963	6,288	—	229	4,598	—	934	7,288	227	331,011	
市 町 村 立 学 校 職 員	計	370,558	941	11,645	185	8,294	—	6,620	8,018	3,671	397,161
	教育職	373,859	989	12,233	185	8,298	—	6,954	8,066	3,758	400,935
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	事務職	305,205	—	—	169	8,219	—	—	7,081	1,937	322,443

(注) その他は初任給調整手当、特地勤務手当、へき手当及び単身赴任手当(基礎額)の合計額である。

(注) 各欄の計(①+②+③+④+⑤+⑥)は四捨五入の関係で必ずしも⑦とは一致しない。

第4表 職員の給料表別諸手当支給状況

その1 給料の調整額、教職調整額、管理職手当

給料表の区分	職員数	給料の調整額					教職調整額		
		受給者数				受給者1人 当たり額	受給者数	受給者1人 当たり額	
		計	調整数1	調整数2	調整数3				
全職員	14,807	1,522	1,348	63	111	12,564	7,241	14,139	
うち行政職員	4,199	73	54	6	13	13,533	—	—	
県 関 係 職 員	計	9,025	1,027	853	63	111	13,321	2,428	14,436
	行政職	3,921	73	54	6	13	13,533	—	—
	公安職	1,974	—	—	—	—	—	—	—
	教育職	2,554	777	777	—	—	10,933	2,428	14,436
	研究職	171	—	—	—	—	—	—	—
	医療職(一)	34	3	—	3	—	29,000	—	—
	医療職(二)	239	132	21	13	98	24,857	—	—
	医療職(三)	132	42	1	41	—	19,762	—	—
市 町 村 立 学 校 職 員	計	5,782	495	495	—	—	10,994	4,813	13,990
	教育職	5,504	495	495	—	—	10,994	4,813	13,990
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—	—
	事務職	278	—	—	—	—	—	—	—

(令和2年県職員給与等実態調査)

管 理 職 手 当										
受 給 者 数										受給者1人 当たり額
計	一種		二種		三種		四種		五種	
	一	二	一	二	一	二	一	二	一	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
1,270	15	5	29	42	167	166	439	144	263	62,527
362	15	4	23	33	106	130	16	—	35	72,125
577	15	5	29	42	147	166	98	37	38	71,289
362	15	4	23	33	106	130	16	—	35	72,125
55	—	—	5	8	29	13	—	—	—	79,869
126	—	—	—	—	12	—	74	37	3	64,294
6	—	—	—	—	—	—	6	—	—	48,683
12	—	1	1	1	—	8	1	—	—	90,775
14	—	—	—	—	—	14	—	—	—	73,271
2	—	—	—	—	—	1	1	—	—	61,650
693	—	—	—	—	20	—	341	107	225	55,231
693	—	—	—	—	20	—	341	107	225	55,231
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

その2 初任給調整手当、扶養手当、地域手当

給料表の区分	初任給調整手当			扶 養				
	受 給 者 数		受給者1人 当たり額	扶 養 親 族 者 数				
	計	医師		計	配偶者	子	配偶者・子以外 の扶養親族	
	人	人	円	人	人	人	人	
全 職 員	132	33	101,959	14,674	3,479	10,916	279	
うち行政職員	—	—	—	4,339	1,128	3,122	89	
県 関 係 職 員	計	132	33	101,959	10,235	2,616	7,468	151
	行政職	—	—	—	4,125	1,077	2,968	80
	公安職	—	—	—	2,925	872	2,041	12
	教育職	—	—	—	2,703	561	2,096	46
	研究職	2	—	17,500	206	61	141	4
	医療職(一)	33	33	332,458	29	9	20	—
	医療職(二)	97	—	25,284	192	31	155	6
	医療職(三)	—	—	—	55	5	47	3
市町村立 学校職員	計	—	—	—	4,439	863	3,448	128
	教育職	—	—	—	4,225	812	3,294	119
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—
	事務職	—	—	—	214	51	154	9

(令和2年県職員給与等実態調査)

手 当			地 域 手 当							
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	受給者1人 当たり額	平 均 扶 養 親 族 数	受 給 者 数							受給者1人 当たり額
			計	甲 地					医 (一)	
				(6%)	(10%)	(16%)	(20%)	(その他)		
人	円	人	人	人	人	人	人	人	人	円
3,802	21,672	1.0	115	2	11	11	47	10	34	59,719
1,234	21,062	1.0	75	—	9	11	45	10	—	54,623
2,395	21,913	1.1	115	2	11	11	47	10	34	59,719
1,163	21,046	1.1	75	—	9	11	45	10	—	54,623
370	22,871	1.5	5	2	2	—	1	—	—	36,922
725	22,465	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—
54	21,901	1.2	—	—	—	—	—	—	—	—
7	19,567	0.9	34	—	—	—	—	—	34	74,472
59	21,281	0.8	1	—	—	—	1	—	—	54,340
17	21,679	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—
1,407	21,164	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—
1,336	21,154	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
71	21,355	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—

その3 住居手当、通勤手当

給料表の区分	住 居 手 当							
	借 家 ・ 借 間 等				留 守 家 族			
	受 給 者 数 (手 当 額 別)				受給者1人 当たり額	受給者数	受給者1人 当たり額	
	計	11,000円 以 下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円				
	人	人	人	人	人	円		
全 職 員	4,844	93	3,928	823	23,498	38	12,847	
うち行政職員	1,276	8	1,010	258	24,091	10	13,080	
県 関 係 職 員	計	2,774	10	2,211	553	24,369	27	12,933
	行 政 職	1,188	5	938	245	24,230	9	13,033
	公 安 職	575	1	478	96	24,308	13	13,062
	教 育 職	826	4	652	170	24,561	5	12,420
	研 究 職	57	—	45	12	24,923	—	—
	医 療 職 (一)	7	—	4	3	26,071	—	—
	医 療 職 (二)	81	—	58	23	24,505	—	—
	医 療 職 (三)	40	—	36	4	24,050	—	—
市 町 村 立 学 校 職 員	計	2,070	83	1,717	270	22,330	11	12,636
	教 育 職	1,982	80	1,645	257	22,335	10	12,550
	学 校 栄 養 職	—	—	—	—	—	—	—
	事 務 職	88	3	72	13	22,217	1	13,500

(令和2年県職員給与等実態調査)

通 勤 手 当						
受給者数 合 計	交 通 機 関 利 用 者 受 給 者 数 (運 賃 等 負 担 額 別)					
	計	5,000円 未 満	5,000円 以 上	10,000円 以 上	15,000円 以 上	20,000円 以 上
人 12,108	人 661	人 5	人 221	人 206	人 47	人 65
	240	—	10	12	15	29
3,201	536	4	184	166	37	56
	151	—	5	9	3	22
7,002	634	4	215	201	43	61
	211	—	9	10	8	28
2,948	534	4	183	166	36	56
	144	—	5	8	2	22
1,278	52	—	21	21	4	2
	14	—	2	—	3	5
2,279	28	—	5	10	2	2
	38	—	1	2	1	1
165	1	—	—	1	—	—
	2	—	1	—	—	—
19	—	—	—	—	—	—
	1	—	—	—	—	—
209	11	—	4	1	1	1
	7	—	—	—	2	—
104	8	—	2	2	—	—
	5	—	—	—	—	—
5,106	27	1	6	5	4	4
	29	—	1	2	7	1
4,853	25	1	5	5	3	4
	22	—	1	1	6	1
—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
253	2	—	1	—	1	—
	7	—	—	1	1	—

(注) 交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

その4 通勤手当 (つづき)

給料表の区分	通 勤 手 当							受給者1人 当たり額
	交 通 機 関 利 用 者 (つ づ き)							
	受 給 者 数 (運 賃 等 負 担 額 別)							
	25,000円 以上	30,000円 以上	35,000円 以上	40,000円 以上	45,000円 以上	50,000円 以上		
全 職 員	人	人	人	人	人	人	円	
	73	16	17	5	1	5	15,465	
うち行政職	25	9	3	5	—	132	45,358	
	60	7	13	5	1	3	15,226	
計	9	5	1	5	—	92	48,335	
	70	14	16	5	1	4	15,309	
計	19	6	1	5	—	125	47,154	
	60	7	13	5	1	3	15,235	
行政職	8	3	—	5	—	91	49,091	
	1	3	—	—	—	—	12,801	
公安職	2	—	—	—	—	2	25,564	
	4	2	2	—	—	1	19,022	
教育職	6	3	—	—	—	24	48,490	
	—	—	—	—	—	—	13,710	
研究職	—	—	—	—	—	1	34,118	
	—	—	1	—	—	—	37,510	
医療職(一)	3	1	—	—	—	—	17,790	
	1	—	—	—	—	4	48,267	
医療職(二)	2	1	1	—	—	—	20,308	
	2	—	—	—	—	3	47,260	
医療職(三)	3	2	1	—	—	1	19,131	
	6	3	2	—	—	7	32,294	
計	3	2	1	—	—	1	19,131	
	6	3	2	—	—	7	32,294	
教育職	3	2	1	—	—	1	19,634	
	5	1	1	—	—	6	32,133	
学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—	
事務職	—	—	—	—	—	—	12,833	
	1	2	1	—	—	1	32,799	

(注) 交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

(令和2年県職員給与等実態調査)

(つ づ き)

自転車使用者					自動車等使用者				
受給者数(使用距離別)				受給者1人 当たり額	受給者数(使用距離別)				
計	5 km 未 満	5 km 以 上	10 km 以 上		計	5 km 未 満	5 km 以 上	10 km 以 上	15 km 以 上
人	人	人	人	円	人	人	人	人	人
762	676	79	7	2,366	10,444	2,679	2,744	1,435	899
550	496	51	3	2,287	1,964	449	412	255	134
755	672	77	6	2,332	5,401	1,453	1,219	647	373
549	496	50	3	2,283	1,721	396	353	221	108
167	145	21	1	2,307	1,045	481	310	61	64
11	7	2	2	5,164	2,201	527	492	276	146
13	11	2	—	2,338	149	12	19	42	30
4	4	—	—	2,000	14	2	5	3	—
6	5	1	—	2,367	185	25	24	24	19
5	4	1	—	2,440	86	10	16	20	6
7	4	2	1	6,086	5,043	1,226	1,525	788	526
6	4	1	1	6,400	4,800	1,173	1,466	754	500
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	1	—	4,200	243	53	59	34	26

その5 通勤手当 (つづき)

給料表の区分		通 勤 手 当								
		自 動 車 等 使 用 者 (つ づ き)								
		受 給 者 数 (使 用 距 離 別)								
		20 km 以 上	25 km 以 上	30 km 以 上	35 km 以 上	40 km 以 上	45 km 以 上	50 km 以 上	55 km 以 上	60 km 以 上
全 職 員		人 532	人 409	人 266	人 237	人 272	人 469	人 276	人 81	人 145
うち行政職員		101	101	65	51	80	147	104	20	45
県 関 係 職 員	計	239	214	132	132	199	367	238	65	123
	行 政 職	81	86	56	41	72	141	102	20	44
	公 安 職	24	19	12	13	7	28	18	3	5
	教 育 職	118	91	53	65	105	151	91	29	57
	研 究 職	2	10	3	4	4	8	4	7	4
	医 療 職 (一)	—	1	—	—	1	2	—	—	—
	医 療 職 (二)	9	4	4	4	8	31	19	4	10
	医 療 職 (三)	5	3	4	5	2	6	4	2	3
市 町 村 立 学 校 職 員	計	293	195	134	105	73	102	38	16	22
	教 育 職	273	180	125	95	65	96	36	16	21
	学 校 栄 養 職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	事 務 職	20	15	9	10	8	6	2	—	1

(令和2年県職員給与等実態調査)

(つ づ き)

受給者1人 当たり額	交通機関との併用者			受給者1人 当たり額	特別加算		
	受給者数		受給者1人 当たり額		受給者1人 当たり額	特急	高速
	自転車	自動車等					
円	人	人	円	円	人	人	
9,664	123	118	47,929	10,421	195	46	
12,036	95	56	50,778	13,087	137	17	
11,131	114	98	49,524	11,958	187	40	
12,395	89	55	51,503	13,333	136	16	
6,330	4	10	28,207	6,375	5	—	
11,738	13	26	50,514	12,548	31	18	
12,603	2	—	37,218	12,100	1	—	
10,407	1	—	39,510	10,169	—	—	
17,053	5	2	50,067	18,282	8	5	
13,489	—	5	50,640	16,100	6	1	
8,092	9	20	36,273	8,313	8	6	
8,021	3	19	36,406	8,213	7	5	
—	—	—	—	—	—	—	
9,491	6	1	35,856	10,226	1	1	

その6 単身赴任手当、特殊勤務手当

給料表の区分		単身赴任							
		受給者							
		計	単身赴任 手当基礎 額受給者	加算額併給者(職員と配偶者)					
100km 以上	300km 以上			500km 以上	700km 以上	900km 以上	1,100km 以上		
全職員		人 644	人 460	人 151	人 5	人 1	人 2	人 2	人 -
うち行政職員		112	39	43	3	-	2	2	-
県 関 係 職 員	計	352	247	72	5	1	2	2	-
	行政職	111	39	42	3	-	2	2	-
	公安職	191	176	12	2	1	-	-	-
	教育職	48	30	18	-	-	-	-	-
	研究職	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(一)	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(二)	1	1	-	-	-	-	-	-
	医療職(三)	1	1	-	-	-	-	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	292	213	79	-	-	-	-	-
	教育職	291	213	78	-	-	-	-	-
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-	-	-
	事務職	1	-	1	-	-	-	-	-

(令和2年県職員給与等実態調査)

手 当				特殊勤務手当		
数				受給者1人 当たり額	受 給 者 数	
等の住居間の距離別)					計	受給者1人 当たり額
1,300km 以上	1,500km 以上	2,000km 以上	2,500km 以上			
人	人	人	人	円	人	円
21	1	1	—	34,146	3,798	6,960
21	1	1	—	45,625	191	5,619
21	1	1	—	35,790	2,311	8,722
21	1	1	—	45,694	189	5,611
—	—	—	—	30,796	1,495	10,368
—	—	—	—	33,000	473	3,968
—	—	—	—	—	21	4,656
—	—	—	—	—	1	6,800
—	—	—	—	30,000	67	12,499
—	—	—	—	30,000	65	11,941
—	—	—	—	32,164	1,487	4,222
—	—	—	—	32,144	1,485	4,219
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	38,000	2	6,350

その7 特地勤務・へき地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当

給料表の区分	特 地 勤 務 ・ へ き 地 手 当								
	受 給 者 数 (級 地 別)								
	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	準公署	
全 職 員	人 440 (325)	人 54 (22)	人 205 (147)	人 135 (112)	人 27 (25)	人 6 (6)	人 — (—)	人 13 (13)	
うち行政職員	57 (42)	2 (1)	31 (22)	19 (14)	— (—)	— (—)	— (—)	5 (5)	
県 関 係 職 員	計	86 (72)	1 (1)	60 (47)	14 (13)	— (—)	— (—)	— (—)	11 (11)
	行 政 職	34 (30)	— (—)	19 (16)	10 (9)	— (—)	— (—)	— (—)	5 (5)
	公 安 職	14 (14)	1 (1)	5 (5)	4 (4)	— (—)	— (—)	— (—)	4 (4)
	教 育 職	36 (26)	— (—)	36 (26)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	研 究 職	2 (2)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (2)
	医療職(一)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	医療職(二)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	医療職(三)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
市 町 村 立 学 校 職 員	計	354 (253)	53 (21)	145 (100)	121 (99)	27 (25)	6 (6)	— (—)	2 (2)
	教 育 職	331 (241)	51 (20)	133 (94)	112 (94)	27 (25)	6 (6)	— (—)	2 (2)
	学校栄養職	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	事 務 職	23 (12)	2 (1)	12 (6)	9 (5)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

(注) 1 へき地手当は、「へき地学校に準ずる学校」を1級地、「1級地」を2級地とし、以下順次繰上げた級地の欄に記載した。
2 ()内は、「特地勤務手当に準ずる及びへき地手当に準ずる手当」を内書で示した。

(令和2年県職員給与等実態調査)

受給者1人 当たり額	定時制通信教育手当					受給者1人 当たり額	産業教育手当			受給者1人 当たり額
	受給者数						受給者数			
	計	2%	3%	4%	6%		計	3%	5%	
円	人	人	人	人	人	円	人	人	人	円
36,040	110	3	39	10	58	18,416	293	7	286	18,094
33,589	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3,968	110	3	39	10	58	18,416	293	7	286	18,094
41,352	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35,062	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41,024	110	3	39	10	58	18,416	293	7	286	18,094
10,254	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35,208	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36,118	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22,113	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

その8 農林漁業普及指導手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当

給料表の区分	農林漁業普及指導手当				宿 日			
	受 給 者 数			受給者1人 当たり額	受 給			
	計	3%	6%		計	4,400 円	5,300 円	
全 職 員	人 165	人 8	人 157	円 20,215	人 1,174	人 74	人 6	
うち行政職員	165	8	157	20,215	246	46	—	
県 関 係 職 員	計	165	8	157	20,215	1,174	74	6
	行 政 職	165	8	157	20,215	246	46	—
	公 安 職	—	—	—	—	896	27	—
	教 育 職	—	—	—	—	18	—	6
	研 究 職	—	—	—	—	10	—	—
	医療職(一)	—	—	—	—	3	—	—
	医療職(二)	—	—	—	—	1	1	—
	医療職(三)	—	—	—	—	—	—	—
市 町 村 立 学 校 職 員	計	—	—	—	—	—	—	—
	教 育 職	—	—	—	—	—	—	—
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—
	事 務 職	—	—	—	—	—	—	—

(令和2年県職員給与等実態調査)

直 手 当			義務教育等教員特別手当					受給者1人 当たり額
者 数			受給者1人 当たり額	受 給 者 数				
6,100 円	7,400 円	21,000 円		計	100%	75%	50%	
人	人	人	円	人	人	人	人	円
12	1,079	3	33,172	8,058	7,662	221	175	5,724
—	200	—	23,430	—	—	—	—	—
12	1,079	3	33,172	2,554	2,158	221	175	5,443
—	200	—	23,430	—	—	—	—	—
—	869	—	35,976	—	—	—	—	—
12	—	—	15,042	2,554	2,158	221	175	5,443
—	10	—	10,360	—	—	—	—	—
—	—	3	189,000	—	—	—	—	—
—	—	—	4,400	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	5,504	5,504	—	—	5,855
—	—	—	—	5,504	5,504	—	—	5,855
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—

第5表 職員の職務の級別、号給別人員

(令和2年県職員給与等実態調査)

号 給	行 政 職								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1						1			
2									
3									
4								1	
5	5	75	5						
6			3						
7		9	1						
8		2	10			1			
9	20	65	4			1			
10			27						
11		14	5						1
12		4	43						
13	24	40	6						
14	1	1	18						1
15	1	45	4						4
16			41						
17	19	44	4						2
18		1	20						
19		47	7						
20	1	1	40						
21	20	33	4						
22		1	20	6					
23	1	53	6	2				1	
24			28					1	
25	86	7	7					3	
26			22	9				1	
27	2	1	4	1		1		3	
28	1		34	2				2	
29	84	5	6	1				3	
30	1		33	26			1	3	
31	5	1	8	5			5	1	
32	3		14	11			11		
33	103	3	2	6		1	10		
34	1		22	22			7	1	
35	5	3	11	9			12		
36			12	11			8		
37	8		10	9			5		
38			28	30			1		
39	2	1	10	11			1		
40			14	19					
41	3	1	9	7	1		1		
42			12	11					
43	1		4	16					
44			10	18					
45	2		6	17				2	
46			9	10					
47			3	19					
48			4	14					
49	2		7	18		1			
50			8	12		1			
51			3	16	2	3			
52			8	16		3			
53	3		4	13		16			
54			5	28		27			
55			4	12		20			
56			3	18	1	34			
57	3		5	16		38			
58				14		14			
59			3	19		10			
60			2	15		8			
61	3		3	18	3	9			
62			2	28	1	8			
63			1	25	2	11			
64			1	13	4	1			
65	2			18		7			
66				22	2	2			
67				28		6			
68			2	17	2	3			
69	4		1	13	1	1			
70			2	15	6	1			
71			1	14	8				
72			2	27	6				
73	1			20	7				
74			3	23	19				
75	1			13	20				

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	行 政 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			5	26	16				
77	1		3	24	10	1			
78			1	21	22				
79			3	16	8				
80			3	16	30				
81			4	12	26				
82			3	21	20				
83			2	30	28				
84			7	16	29				
85				19	20	4			
86			1	16	15				
87				25	30				
88			1	15	32				
89			4	15	18				
90			2	10	17				
91			2	18	19				
92			2	19	24				
93				13	154				
94			2	9					
95			4	11					
96			1	21					
97			2	15					
98			2	10					
99			4	5					
100				6					
101			3	181					
102			1						
103			1						
104			1						
105									
106			3						
107									
108			1						
109			1						
110			1						
111			2						
112			3						
113			8						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	419	457	743	1,373	603	234	62	22	8
構成比 (%)	10.7	11.5	18.9	35.0	15.4	6.0	1.6	0.6	0.2

号 給	公 安 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3	27								
4									
5									
6									
7	31								
8									
9									
10									
11	20								
12									
13	13								
14									
15	9								
16									
17	17								
18									
19	58	1							
20									
21	16	34							
22									
23	26	2							
24									
25	22	44							
26									
27	12	18							
28									
29	13	40							
30		7							
31	8	10							
32		1							3
33	4	37	1	3					
34		1							3
35		22		5					
36		1							
37	2	36		4	1				
38		3		3					
39		13	3	2	4				
40		3		2	1				
41	2	38	12	6	2				
42		6	5	2	1				
43	2	25	7	14					
44		2	5	1	1			3	
45	1	31	15	8	4			2	
46		4	4	2	2				
47	1	11	13	9	6				
48		4	3	2					
49		22	21	3	4			2	
50		6	3						
51	1	23	13	16	1			1	
52		6	5	3					
53		13	13	11	7	3		1	
54		4	5	3		1	1	1	
55		10	10	9	1		9		
56			8	3	2	2	1		
57		7	15	8	7		5		
58		1	5	1	4	3			
59		5	9	16	13	5	1		
60			3	3	4				
61			11	8	6	2	5		
62			2	4	4	2	1		
63			8	18	4	3	3		
64			4	2	2	2			
65			12	12	6		4		
66			2	3		1	1		
67	1		14	8	2	3	1		
68			2			3	2		
69			7	10	8	3	2		
70			4	3	4	2			
71			14	6	10	1	1		
72			3	2	5	3			
73			8	19	3	1			
74			2	10	3	2			
75			8	9	4	1			

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	公 安 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			2	4	3	6			
77			4	9	3	1	1		
78			1	3	2	4			
79			7	8	1	1			
80			4	3	4	5			
81			6	9	4	1	1		
82			2	2	4				
83			5	3	1				
84			2	4	4	4			
85			5	5	3	4			
86			1	3	2	3			
87			5	3	3	1			
88			1		5	5			
89				1	5	5			
90			1	1	4	8			
91				1	2	9			
92			1		1	5			
93				2	10	55			
94			1	1	4				
95					2				
96				1	2				
97				4	6				
98				2	9				
99				3	4				
100				2	5				
101			1	2	31				
102				1					
103				3					
104			1	1					
105				1					
106			1	2					
107				3					
108				3					
109				2					
110				2					
111				4					
112				2					
113				5					
114				4					
115				1					
116				2					
117				4					
118			1	5					
119				3					
120				3					
121				2					
122			1	3					
123				1					
124			1	3					
125			1	1					
126				1					
127			1						
128				1					
129			1						
130				1					
131			1						
132									
133			1	1					
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	286	491	338	394	250	160	39	10	6
構成比 (%)	14.5	24.9	17.1	20.0	12.7	8.1	2.0	0.5	0.3

号 給	教 育 職				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1		12			
2					
3					
4					
5		9			
6					
7					
8					
9		19			
10					
11					
12					
13		27			
14					
15	2				
16					
17	1	29			
18					
19		1			
20					
21	1	26			
22					
23					
24					1
25	3	31			
26					
27	1	1			
28					
29	2	31			1
30					1
31					4
32		2			1
33	2	42			7
34		1			4
35		1			5
36					2
37	2	48			24
38					
39		1			
40		1			
41	4	40			
42		1			
43	2	2			
44		2			
45	2	37			
46					
47	1	4			
48		2			
49	6	49			
50					
51	1				
52	1	2			
53	6	45			
54					
55	2	7			
56		1		1	
57	6	39	1		
58					
59		6	1	2	
60		1			
61	5	29		1	
62		4		1	
63		8	1	3	
64		4		3	
65	7	42		3	
66			1	3	
67		11		3	
68		4	1	6	
69	13	48		3	
70		1		4	
71	2	11	2	3	
72		3		3	
73	9	33			
74		5	2	4	
75	5	16	2	9	
76	2	5		7	
77	5	51	2	17	
78		6			
79	4	20			
80		5	1		
81	4	34			
82		7	4		
83	2	26			
84		10	2		
85	6	40			
86		8	3		
87	8	24	1		
88		20			
89	10	28	2		
90	1	11	3		

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	教 育 職				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
91	1	26	4		
92		19	2		
93	5	23	4		
94	1	10	3		
95	2	25	3		
96		19	3		
97	4	7	3		
98		11	5		
99	1	13	3		
100	1	39	3		
101	2	9	4		
102		14	7		
103	2	16	2		
104	2	41	2		
105		14			
106		20	5		
107	1	13	4		
108		25	3		
109		18	5		
110		18	2		
111		24	1		
112		15	5		
113	1	19	1		
114	1	22	2		
115		14	1		
116		15			
117	1	24			
118		32			
119		14			
120		16			
121		26			
122		14			
123		15			
124		27			
125		19			
126		25			
127	1	32			
128		20			
129		48			
130		33			
131	1	41			
132		48			
133		30			
134		37			
135	1	39			
136	1	27			
137		19			
138		12			
139		16			
140		8			
141		6			
142		3			
143		2			
144		1			
145	1	1			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152	2				
153	1				
154					
155					
156					
157					
158					
159	1				
160	1				
161					
162					
163	1				
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
178					
179					
指 定					
計	164	2,158	106	76	50
構成比 (%)	6.4	84.5	4.2	3.0	2.0

号 給	研 究 職					医 療 職 (一)			
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8			1						
9									
10									
11									
12									
13						3			
14									
15							2		
16									
17						2			
18									
19							1		
20									
21						4			
22									
23			1						
24									
25	6					2			
26									
27									
28						1			
29	3		1			2			
30		5	1						
31			1					1	
32		2	2						
33	3		1				1	2	
34		1							
35			2						
36			2						
37	2		1						
38		1	3						
39	1	1							
40		6	1						
41	8	1	1					2	
42		1							
43			1						
44		1	4						
45	1								
46		1							
47			2						
48				1					
49	6		2						1
50			1						
51	4								1
52		2	1						
53	1		1	3				1	
54	1	1		1					
55	1	1		1					1
56				1					
57			1	1					
58			1						
59				2					
60			1						
61		1							
62									1
63			2						
64		1							
65		1							
66								1	
67									
68		1	1	1				1	
69			1						
70		2							
71			1					1	
72									
73			1						
74			1						
75								1	

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	研 究 職					医 療 職 (一)			
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	1 級	2 級	3 級	4 級
76									
77									
78									
79			3					1	
80									
81									
82									
83			3						
84			1						
85			1						
86			2						
87			2					1	
88									
89									
90			1						
91			3						
92									
93			1						
94			2						
95			3						
96			2						
97			5						
98									
99			3						
100			4						
101			4						
102			2						
103			4						
104			2						
105			5						
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	37	30	93	11	0	14	4	12	4
構成比 (%)	21.6	17.5	54.4	6.4	0.0	41.2	11.8	35.3	11.8

号 給	医 療 職 (二)						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7			5				
8							
9		1	1				
10							
11			12				
12							
13		1					
14							
15		4	13				
16							
17		1	1				
18							
19		7	1				
20		1	2				
21							
22			2				
23			1				
24			3				
25							1
26			1				
27			1	2			2
28			4	2			3
29							1
30			7				1
31							
32			6				
33							
34			7				
35				1			
36			3				
37				1			1
38			9	5	1		
39			1				
40			5		1		
41			1		1		
42			3	6	2		
43				1	2		
44					2		
45				1			
46							
47						2	
48						1	
49					1		
50			3	1		1	
51				4	1	1	
52					1	1	
53			1		5	2	
54			1	1	2	1	
55				1		1	
56						2	
57			1		1		
58				1			
59					1		
60							
61							
62				1			
63			1				
64					1		
65					2		
66					4		
67							
68					2		
69				1			
70							
71					2		
72							
73					1		
74					1		
75					3		

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	医 療 職 (二)						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
76							
77							
78					3		
79					2		
80							
81					1		
82				1	1		
83					2		
84					2		
85					2		
86					2		
87							
88					1		
89					3		
90					2		
91					1		
92					2		
93					15		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
計	0	16	96	30	76	12	9
構成比 (%)	0.0	6.7	40.2	12.6	31.8	5.0	3.8

号 給	医 療 職 (三)					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11				6		
12						
13				2		
14						
15			3	1		
16						
17				5		
18						
19			4			
20						
21						
22				1		
23			6	2		
24						
25						
26				3		
27			5			
28				2		
29			1			
30				2		
31			6			
32				1		
33						
34				3		
35			1			
36				1		
37						
38				1		
39					1	
40				1	3	
41						
42					2	
43					1	
44				1	1	1
45						
46				3		1
47					1	2
48				1		
49						
50				1		
51						
52				2		
53					2	
54						
55				1		
56					1	
57						
58						
59						
60					1	
61					2	
62						
63					2	
64					1	
65					1	1
66					2	
67						
68						
69						
70						
71					2	
72					1	
73						1
74						
75						
76						3
77						
78						2
79						1
80						
81						2
82					2	2
83						4
84						1
85						
86						
87						
88						
89						
90						

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	医 療 職 (三)					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
91						2
92						
93						1
94					1	
95					1	
96					1	
97						4
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108					1	
109						
110						
111						
112						
113					8	
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
180						
計	0	26	40	38	24	4
構成比 (%)	0.0	19.7	30.3	28.8	18.2	3.0

号 給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	1級	2級	特2級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11			2									
12												
13			79									
14												
15												
16												
17			83									
18												
19			4									
20												
21			111									
22												5
23			2									8
24			1									11
25			87									75
26												13
27			3									49
28												1
29			88									6
30												11
31			8									10
32												6
33			105									2
34			3									6
35			3									4
36			2									3
37			105									2
38			4									12
39			2									10
40			10									8
41			86									86
42												
43			7	1								
44												
45			87									
46			1									
47			8									
48			2									
49			105									
50			1	1								
51			15	1								
52			5	1								
53			68									
54			3									
55			9									
56			1									
57			77	3								
58			3									
59			6	1								
60			6									
61			63	3								
62			3	1								
63			10	1								
64			4									
65			69									
66			7	1								
67			9	4	1							
68			5	1	3							
69			63		1							
70			6		2							
71			15	2	3							
72			12	1	1							
73			77	1	1							
74			3	3	4							
75			16	1	6							
76			8		13							
77			60	1	10							
78			5	2	20							

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	1級	2級	特2級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
79		23	1	8								
80		7	3	37								
81		67	1	8								
82		2	2	22								
83		22	3	9								
84		18	4	24								
85		79	1	7								
86		12	3	25								
87		29	2	16								
88		21	8	36								
89		65	2	8								
90		12	4	25								
91		29	3	7								
92		8	4	13								
93		63	4	53								
94		9	2									
95		35	4									
96		23	7									
97		50	6									
98		18	11									
99		30	4									
100		24	6									
101		39	5									
102		27	8									
103		23	2									
104		27	3									
105		35	5									
106		16	5									
107		18	1									
108		35	3									
109		14	3									
110		18	2									
111		18	3									
112		36	2									
113		16	3									
114		22	1									
115		13	1									
116		28	1									
117		18	2									
118		23										
119		17										
120		29										
121		26										
122		22										
123		18										
124		26										
125		35										
126		40										
127		21										
128		26										
129		30										
130		44										
131		30										
132		32										
133		29										
134		46										
135		44										
136		51										
137		35										
138		54										
139		70										
140		55										
141		80										
142		79										
143		110										
144		95										
145		105										
146		103										
147		127										
148		106										
149		85										
150		73										
151		80										
152		26										
153		37										
154		26										
155		10										
156		12										
157		15										
計	0	4,648	165	363	328	0	0	0	0	0	0	0
構成比 (%)	0.0	84.4	3.0	6.6	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

号 給	市 町 村 立 学 校 事 務 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3									
4									
5	1	9							
6			1						
7									
8									
9	8	13							
10			1						
11									
12									
13	8	3							
14			3						
15			1						
16			1						
17	8	1							
18			3						
19									
20									
21	5								
22									
23			2						
24									
25	5	1							
26			1						
27									
28			2						
29	6		1						
30									
31			1						
32			2	1					
33	14		1						
34									
35	1								
36	1								
37	1		1	1					
38				1					
39									
40			1						
41			1						
42									
43									
44			1						
45				1					
46			1						
47									
48									
49			1	1					
50			2						
51				1					
52				1					
53				1					
54				1		1			
55				2		2			
56				1					
57									
58			1	1					
59				1					
60				2					
61				3					
62			1	3					
63			1	5					
64									
65				1					
66				4					
67				1					
68				3					
69				1					
70				4					
71				4					
72				2					
73				3					
74				5					
75				3	1				

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	市 町 村 立 学 校 事 務 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			1	2					
77				4	2				
78			2	3	1				
79				1					
80			1						
81			1	2					
82				2	1				
83				1	2				
84			1	2					
85			1	1	1				
86				4	1				
87				2	1				
88			1		1				
89				3	1				
90			1	2					
91				5	1				
92			2	2					
93			1	4	3				
94				1					
95				1					
96				1					
97									
98			2	3					
99				5					
100				2					
101				15					
102									
103			1						
104									
105									
106									
107									
108									
109			2						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	58	27	48	126	16	3	0	0	0
構成比 (%)	20.9	9.7	17.3	45.3	5.8	1.1	0.0	0.0	0.0

第6表 職員の給料表別、年齢別人員

給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)
歳	人	人	人	人	人
18	4	26			
19	17	22			
20	24	36			
21	22	25	1		
22	67	63	14	4	
23	89	51	8	4	
24	75	48	23	1	
25	96	67	24	5	5
26	86	62	28	3	1
27	97	56	31	5	
28	81	55	25	9	4
29	88	64	27	4	3
30	93	62	46	6	1
31	86	72	40	1	
32	80	57	61	7	3
33	77	64	48	3	
34	82	66	40	1	1
35	72	54	55	5	
36	81	53	44	3	
37	73	53	52	2	1
38	61	59	62	5	
39	74	56	53	3	2
40	62	67	69	8	
41	82	61	70	9	1
42	98	44	89	3	
43	101	52	108	2	1
44	111	33	121	3	
45	106	51	85	4	1
46	109	44	123	6	
47	140	45	116	5	2
48	133	20	113	3	1
49	139	29	95	3	
50	158	30	123	4	
51	152	28	86	7	1
52	145	19	85	7	
53	122	26	89	7	
54	114	35	84	7	1
55	128	40	81	8	
56	147	42	93	6	
57	119	40	81	3	1
58	115	50	95	3	
59	115	47	66	2	1
60歳以上					3
計	3,921	1,974	2,554	171	34

(令和2年県職員給与等実態調査)

医療職 (二)	医療職 (三)	市町村立 学校教育職	市町村立 学校栄養職	市町村立 学校事務職	全職員
人	人	人	人	人	人
				1	31
				3	42
				9	69
				7	55
		64		7	219
1	2	85		6	246
3	5	102		12	269
1	6	93		14	311
3	4	96		15	298
8	5	96		3	301
15	5	102		4	300
11	10	86			293
9	3	81		3	304
6	3	103		2	313
4	4	97		5	318
7	2	85		2	288
10	4	80		2	286
9	2	71		1	269
9	1	89		4	284
10	1	90		3	285
10	5	98		2	302
3	8	95		4	298
3	2	114		2	327
5	2	135		2	367
5		132		1	372
6	5	114		1	390
6	5	137		3	419
5	2	159		9	422
8	2	146		7	445
5	2	171		15	501
4	1	173		6	454
6	1	184		14	471
7	3	189		14	528
12	4	220		16	526
5	6	257		7	531
8	3	245		10	510
5	4	229		9	488
9	3	289		8	566
10	6	257		10	571
5	5	245		13	512
2	3	251		13	532
4	3	244		9	491
					3
239	132	5,504		278	14,807

第7表 再任用職員の給料表別、年齢別人員

フルタイム勤務職員

(人)

給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	160				117		42		1		
公安職給料表	38		1		8	27	1	1			
教育職給料表	132	17	115								
研究職給料表	9		4		5						
医療職給料表（一）	0										
医療職給料表（二）	5					2	3				
医療職給料表（三）	5				4		1				
市町村立学校教育職給料表	188		183			5					
給料表計	537										
60歳	203										
61歳	134										
62歳	110										
63歳	55										
64歳	35										

短時間勤務職員

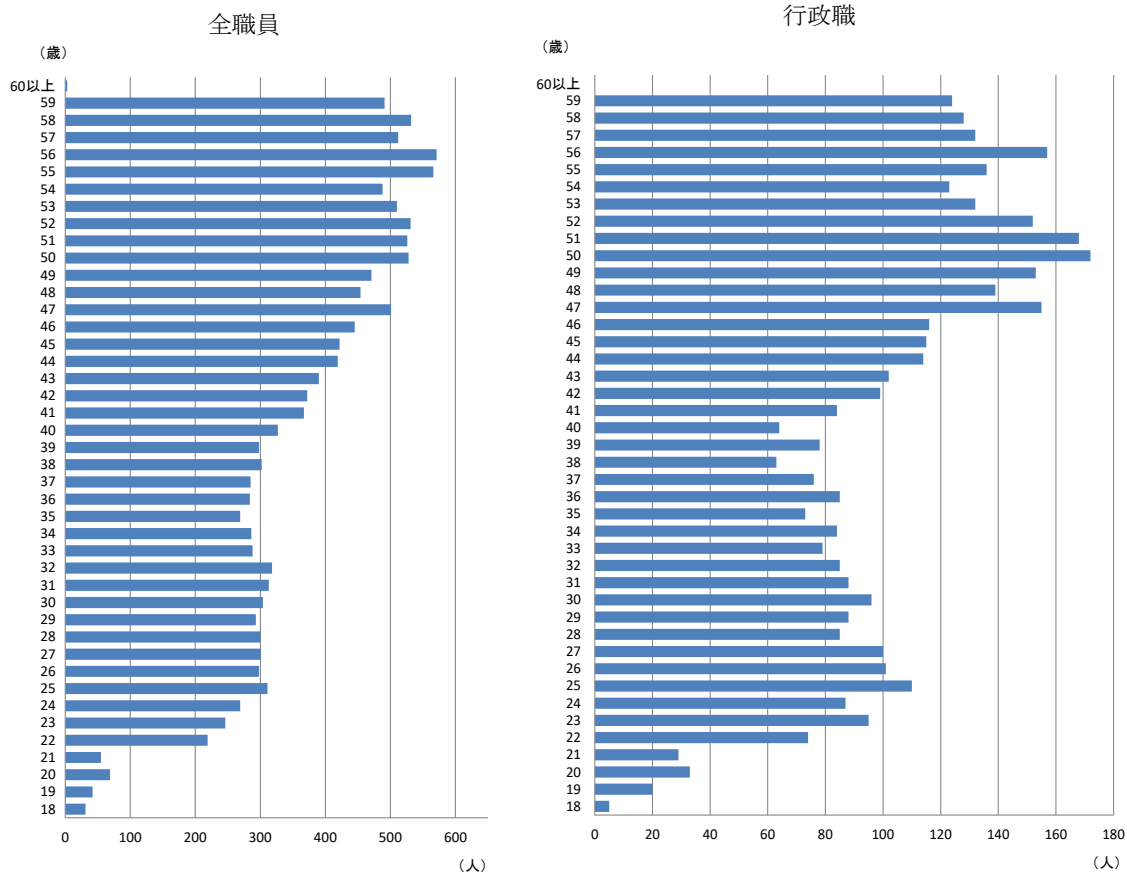
(人)

給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	63				40		23				
公安職給料表	0										
教育職給料表	0										
研究職給料表	5		2		3						
医療職給料表（一）	0										
医療職給料表（二）	6					1	5				
医療職給料表（三）	7				6		1				
市町村立学校教育職給料表	69		69								
給料表計	150										
60歳	29										
61歳	23										
62歳	27										
63歳	38										
64歳	33										

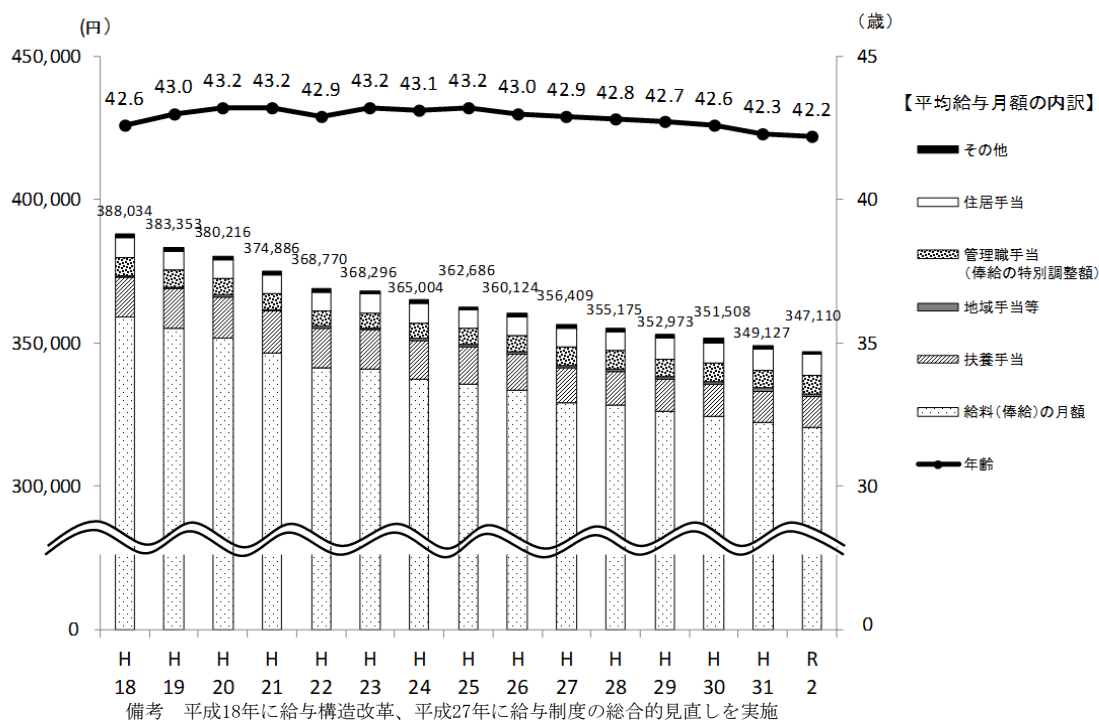
(参考) 職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移

(令和2年県職員給与等実態調査)

年齢構成



平均給与月額・平均年齢の推移 (行政職)



2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和2年4月現在における民間給与の実態を調査するものである。

2 調査の内容等

(1) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、賞与等に関する調査を先行して実施した。各調査期間は以下のとおりである。

- ・ 賞与等に関する調査：6月29日～7月31日
- ・ 月例給に関する調査：8月17日～9月30日

(2) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

① 賞与等に関する調査

- ・ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ・ 民間企業における給与改定の状況等

② 月例給に関する調査

- ・ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ・ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち今回の報告の基礎となったのは①及び②であり、調査結果については別表のとおりである。

3 調査機関

本人事業委員会、人事院、兵庫県人事委員会、福岡県人事委員会、長崎県人事委員会、熊本県人事委員会、鹿児島県人事委員会、特別区人事委員会、横浜市人事委員会、福岡市人事委員会、熊本市人事委員会

4 調査の範囲等

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

- ###### ① 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所329事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種

54種（行政職相当職種22種、その他の職種32種）

(2) 標本事業所の抽出

上記4の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から142事業所を無作為に抽出し調査を行った。

賞与等に関する調査が完了した事業所は第8表その1、月例給に関する調査が完了した事業所は第8表その2のとおりである。

(3) 集計

① 初任給関係

調査実人員 588人（行政職に相当する調査実人員 583人）

② 初任給関係以外

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

	全職種	行政職相当職種
調査実人員	3, 7 6 5人	3, 6 5 6人
調査職種該当者（母集団）の推定数	1 0, 2 2 8人	9, 7 6 9人

第8表その1 産業別、企業規模別調査事業所数（賞与等に関する調査）

（令和2年職種別民間給与実態調査）

産 業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 126	事業所 33	事業所 71	事業所 22
農業、林業、漁業	2	0	1	1
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	12	2	5	5
製造業	62	15	39	8
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	22	8	12	2
卸売業、小売業	7	3	3	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	3	3	0	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	18	2	11	5

- （注）1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が12所あった。
- 2 調査対象事業所142所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた138所に占める調査完了事業所126所の割合（調査完了率）は、91.3%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第8表その2 産業別、企業規模別調査事業所数（月例給に関する調査）

（令和2年職種別民間給与実態調査）

産 業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 126	事業所 32	事業所 70	事業所 24
農業、林業、漁業	2	0	1	1
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	12	2	5	5
製造業	61	14	38	9
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	22	8	12	2
卸売業、小売業	7	3	3	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	3	3	0	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	19	2	11	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が5所、調査不能の事業所が11所あった。
- 2 調査対象事業所142所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所5所を除いた137所に占める調査完了事業所126所の割合（調査完了率）は、92.0%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第9表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和2年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員	大学卒	200,474	209,660	185,954	*169,042
		短大卒	*184,134	*185,947	x	*167,097
		高校卒	159,034	162,551	154,812	*145,362
	新卒技術者	大学卒	233,603	*264,351	195,003	*169,248
		短大卒	185,054	*192,300	*179,494	*152,632
		高校卒	159,938	*166,266	154,124	*166,944
	新卒事務員 ・ 技術者計	大学卒	215,386	232,288	190,865	*169,093
		短大卒	184,575	*188,386	*177,522	*158,651
		高校卒	159,474	164,041	154,404	*155,418
そ の 他	新卒船員	海上技術 学校卒				
	新卒大学助教	大学卒				
	新卒高等学校教諭	大学卒	x		x	
	新卒研究員	大学卒	x	x		
	新卒研究補助員	}	短大卒			
高校卒						

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和元年度中に資格免許を取得し、令和2年4月までの間に採用された場合をいう。
なお、医師については、平成29年3月大学卒業後、平成29年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和2年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(令和2年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって		(①-②)		
			支給する 給与 ①	うち時間 外手当②			
	人	歳	円	円	円		
支 店 長	6	50.9	511,474	7,927	503,547	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	4	52.8	519,383	6,493		512,890
	短大卒	2	47.5	498,013	10,367		487,646
	高校卒 中学卒						
工 場 長	3	54.4	796,407		796,407	・ 構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	2	58.2	977,924			977,924
	短大卒	*	*	*	*		*
	高校卒 中学卒						
事 務 部 長	93	53.1	543,211	778	542,433	・ 2課以上又は構成員20 人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	66	53.1	572,624	313		572,311
	短大卒	6	50.6	462,840			462,840
	高校卒 中学卒	21	53.8	481,536	2,356		479,180
技 術 部 長	85	53.0	602,983	456	602,527	・ 2課以上又は構成員20 人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	55	53.0	630,911	208		630,703
	短大卒	12	54.3	626,172			626,172
	高校卒 中学卒	18	52.4	493,732	1,605		492,127
事 務 部 次 長	25	51.7	590,352		590,352	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 ・ 中間職(部長-課長間)	
	大学卒	23	51.6	604,149			604,149
	短大卒	2	53.2	449,367			449,367
	高校卒 中学卒						
技 術 部 次 長	8	51.9	469,255		469,255	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 ・ 中間職(部長-課長間)	
	大学卒	7	51.2	478,802			478,802
	短大卒	*	*	*	*		*
	高校卒 中学卒						
事 務 課 長	180	48.6	504,860	19,283	485,577	・ 2係以上又は構成員10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	
	大学卒	112	47.6	525,100	24,586		500,514
	短大卒	12	47.4	464,437	6,503		457,934
	高校卒 中学卒	55	50.9	469,153	10,173		458,980
技 術 課 長	215	50.2	535,035	1,074	533,961	・ 2係以上又は構成員10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	
	大学卒	115	48.9	558,585	1,155		557,430
	短大卒	30	52.5	584,722			584,722
	高校卒 中学卒	70	51.4	462,446	1,543		460,903

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務	事務課長代理	64	47.9	482,010	20,343	461,667	<ul style="list-style-type: none"> ・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）
	大学卒	32	45.3	514,712	21,399	493,313	
	短大卒	6	53.1	507,512		507,512	
	高校卒	26	49.2	442,379	23,965	418,414	
	中学卒						
	技術課長代理	104	49.2	526,193	15,466	510,727	
	大学卒	68	47.9	540,769	18,285	522,484	
	短大卒	20	50.7	564,308	1,739	562,569	
	高校卒	16	53.2	410,745	20,302	390,443	
	中学卒						
技 術	事務係長	296	43.6	384,958	42,508	342,450	<ul style="list-style-type: none"> ・係の長及び係長級専門職
	大学卒	137	39.9	394,357	46,224	348,133	
	短大卒	37	46.0	394,568	40,148	354,420	
	高校卒	121	47.2	371,436	38,679	332,757	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	287	44.3	478,681	73,435	405,246	
	大学卒	143	40.4	492,912	80,916	411,996	
	短大卒	33	48.8	498,754	70,700	428,054	
	高校卒	109	48.5	450,373	63,194	387,179	
	中学卒	2	45.5	400,399	56,457	343,942	
関 係	事務主任	143	40.5	302,175	18,286	283,889	<ul style="list-style-type: none"> ・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）
	大学卒	75	38.6	308,297	18,387	289,910	
	短大卒	21	42.4	277,833	8,491	269,342	
	高校卒	47	42.8	302,828	22,505	280,323	
	中学卒						
	技術主任	134	44.9	375,757	45,097	330,660	
	大学卒	32	39.4	333,083	31,521	301,562	
	短大卒	7	35.4	278,818	21,738	257,080	
	高校卒	95	47.4	396,257	51,124	345,133	
	中学卒						
職 種	事務係員	1,032	37.5	258,470	23,320	235,150	
	大学卒	419	32.9	271,692	26,817	244,875	
	短大卒	147	41.7	259,574	21,354	238,220	
	高校卒	462	40.0	247,459	21,156	226,303	
	中学卒	4	35.5	177,319	1,353	175,966	
	技術係員	981	39.4	333,635	43,581	290,054	
	大学卒	348	35.0	307,723	40,583	267,140	
	短大卒	103	37.3	335,375	50,818	284,557	
	高校卒	522	41.9	346,449	44,014	302,435	
	中学卒	8	41.4	227,785	11,474	216,311	

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	47.8	547,679	11,612	536,067	行政職9級
	大学卒	2	48.1	606,494	13,087	593,407	
	短大卒						
	高校卒	2	47.5	498,013	10,367	487,646	
	中学卒						
	工 場 長	2	58.2	977,924		977,924	
	大学卒	2	58.2	977,924		977,924	
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 長	40	54.0	668,788	283	668,505	同 上
	大学卒	34	54.3	683,221	342	682,879	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	5	53.3	595,285		595,285	
	中学卒						
	技 術 部 長	41	54.5	741,079		741,079	
	大学卒	32	54.2	738,611		738,611	
	短大卒	7	55.7	766,185		766,185	
	高校卒	2	56.9	685,568		685,568	
	中学卒						
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	22	51.3	607,071		607,071	同 上
	大学卒	22	51.3	607,071		607,071	
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
	技 術 部 次 長	3	49.0	512,536		512,536	
	大学卒	3	49.0	512,536		512,536	
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	113	48.1	565,860	23,779	542,081	行政職7級、8級
	大学卒	84	46.9	556,010	28,314	527,696	
	短大卒	5	51.0	603,738		603,738	
	高校卒	24	52.6	599,352	9,790	589,562	
	中学卒						
	技 術 課 長	112	50.4	619,019		619,019	
	大学卒	69	48.7	616,336		616,336	
	短大卒	22	52.8	634,203		634,203	
	高校卒	21	53.2	607,563		607,563	
	中学卒						

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			対 応 級		
			きまっ て 支給す る 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	47	47.3	521,664	13,398	508,266	行政職5級、6級	
	大学卒	25	45.0	565,202	23,736	541,466		
	短大卒	5	53.6	530,555		530,555		
	高校卒	17	48.3	465,673	4,750	460,923		
	中学卒							
	技術課長代理	93	49.8	537,285	11,594	525,691		
	大学卒	60	48.5	552,657	13,441	539,216		
	短大卒	20	50.7	564,308	1,739	562,569		
	高校卒	13	54.9	418,937	17,482	401,455		
	中学卒							
	事務係長	147	43.1	444,136	53,008	391,128		行政職3級、4級
	大学卒	80	39.1	434,619	53,194	381,425		
短大卒	19	46.9	455,771	49,455	406,316			
高校卒	48	49.0	456,844	54,183	402,661			
中学卒								
技術係長	143	44.7	535,965	92,278	443,687			
大学卒	68	39.9	545,184	98,210	446,974			
短大卒	20	49.7	553,905	86,001	467,904			
高校卒	55	50.0	512,599	85,677	426,922			
中学卒								
事務主任	60	42.3	345,990	23,705	322,285	行政職2級 (一部は3級、4級)		
大学卒	33	39.8	340,566	23,293	317,273			
短大卒	13	44.1	290,456	9,486	280,970			
高校卒	14	46.5	410,087	37,812	372,275			
中学卒								
技術主任	39	46.7	521,092	78,450	442,642			
大学卒	4	39.7	419,473	39,883	379,590			
短大卒								
高校卒	35	47.5	532,198	82,666	449,532			
中学卒								
事務係員	327	36.8	294,318	31,676	262,642		行政職1級	
大学卒	173	31.5	289,498	32,089	257,409			
短大卒	45	43.1	306,571	29,304	277,267			
高校卒	109	41.8	296,247	32,062	264,185			
中学卒								
技術係員	331	41.3	378,678	54,339	324,339			
大学卒	75	34.4	348,310	61,995	286,315			
短大卒	32	36.5	390,003	66,307	323,696			
高校卒	224	43.5	383,738	50,869	332,869			
中学卒								

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	57.5	433,600		433,600	行政職7級、8級
	大学卒	2	57.5	433,600		433,600	
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
	工 場 長	*	*	*	*	*	
	大学卒						
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒						
	中学卒						
	事務部長	50	53.1	465,274	1,227	464,047	同 上
	大学卒	30	52.6	477,375	317	477,058	
短大卒	4	53.7	467,924		467,924		
高校卒	16	53.9	442,826	3,158	439,668		
中学卒							
技術部長	40	51.0	479,245	1,051	478,194		
大学卒	20	50.1	486,599	645	485,954		
短大卒	4	51.6	470,459		470,459		
高校卒	16	51.9	472,599	1,782	470,817		
中学卒							
事務部次長	3	54.4	477,171		477,171	同 上	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒							
高校卒	2	53.2	449,367		449,367		
中学卒							
技術部次長	4	52.5	414,763		414,763		
大学卒	3	51.1	416,652		416,652		
短大卒							
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒							
事務課長	60	49.7	397,217	8,314	388,903	行政職5級、6級	
大学卒	25	49.8	415,153	10,331	404,822		
短大卒	6	45.8	372,581		372,581		
高校卒	28	50.3	387,073	8,509	378,564		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術課長	92	49.0	415,033	25,863	389,170		
大学卒	41	47.6	434,185	4,242	429,943		
短大卒	7	49.3	372,682		372,682		
高校卒	44	50.3	404,845	2,100	402,745		
中学卒							

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまっ て 支給す る 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務	事務課長代理	16	48.6	371,967	28,972	342,995	行政職4級
	大学卒	7	46.5	356,354	14,070	342,284	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	8	50.0	381,254	44,978	336,276	
	中学卒						
	技術課長代理	10	42.2	396,920	72,314	324,606	
	大学卒	8	41.0	400,665	75,379	325,286	
	短大卒	2	46.5	382,569	60,571	321,998	
高校卒							
中学卒							
技 術	事務係長	134	43.5	315,401	31,266	284,135	行政職3級
	大学卒	50	39.9	322,823	32,838	289,985	
	短大卒	18	44.9	318,521	28,583	289,938	
	高校卒	65	45.7	309,653	30,607	279,046	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	123	42.4	387,540	45,361	342,179	
	大学卒	71	40.6	411,540	56,251	355,289	
	短大卒	11	43.7	337,762	23,909	313,853	
高校卒	39	45.6	350,467	27,986	322,481		
中学卒	2	45.5	400,399	56,457	343,942		
関 係	事務主任	73	40.2	272,926	17,357	255,569	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	35	38.3	282,855	18,444	264,411	
	短大卒	7	43.2	264,352	8,671	255,681	
	高校卒	31	41.7	263,082	18,151	244,931	
	中学卒						
	技術主任	73	43.3	326,120	32,443	293,677	
	大学卒	25	37.7	321,099	31,183	289,916	
	短大卒	7	35.4	278,818	21,738	257,080	
高校卒	41	48.0	337,160	35,020	302,140		
中学卒							
職 種	事務係員	593	37.5	244,448	19,735	224,713	行政職1級
	大学卒	203	33.7	258,037	21,451	236,586	
	短大卒	87	40.4	238,239	18,076	220,163	
	高校卒	299	39.0	238,858	19,404	219,454	
	中学卒	4	35.5	177,319	1,353	175,966	
	技術係員	601	37.6	283,157	32,608	250,549	
	大学卒	262	35.1	290,097	32,675	257,422	
	短大卒	70	38.5	269,984	32,009	237,975	
高校卒	261	39.8	280,796	33,244	247,552		
中学卒	8	41.4	227,785	11,474	216,311		

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	行政職6級、7級
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
	工 場 長						
大学卒							
短大卒							
高校卒							
中学卒							
事 務 部 長	3	46.3	377,905		377,905	同 上	
大学卒	2	47.0	389,608		389,608		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒							
中学卒							
技 術 部 長	4	55.0	399,123		399,123		
大学卒	3	55.3	414,661		414,661		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒							
中学卒							
事 務 部 次 長						同 上	
大学卒							
短大卒							
高校卒							
中学卒							
技 術 部 次 長	*	*	*	*	*		
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒							
高校卒							
中学卒							
事 務 課 長	7	48.0	381,311	26,895	354,416	行政職5級	
大学卒	3	52.0	466,256	22,899	443,357		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	3	46.3	307,785	21,972	285,813		
中学卒							
技 術 課 長	11	54.6	398,292	1,485	396,807		
大学卒	5	56.0	465,900		465,900		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	5	52.4	329,923	3,267	326,656		
中学卒							

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			対 応 級
				きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務	事務課長代理	*	*	*	*	*	行政職4級
	大学卒						
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒 中学卒						
技 術	技術課長代理	*	*	*	*	*	行政職3級
	大学卒						
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒 中学卒						
関 係	事務係長	15	47.1	345,370	29,178	316,192	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	7	46.7	364,741	45,756	318,985	
	短大卒						
	高校卒 中学卒	8	47.4	328,420	14,672	313,748	
職 種	技術係長	21	48.7	396,845	38,849	357,996	行政職1級
	大学卒	4	47.0	425,473	29,348	396,125	
	短大卒	2	56.0	373,649	43,499	330,150	
	高校卒 中学卒	15	48.1	392,303	40,763	351,540	
種	事務主任	10	35.3	286,757	3,493	283,264	行政職1級
	大学卒	7	36.0	303,783	4,493	299,290	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒 中学卒	2	38.0	248,045	1,740	246,305	
種	技術主任	22	46.7	340,492	39,540	300,952	行政職1級
	大学卒	3	48.0	336,900	27,658	309,242	
	短大卒						
	高校卒 中学卒	19	46.5	341,059	41,416	299,643	
種	事務係員	112	39.2	224,786	16,779	208,007	行政職1級
	大学卒	43	35.2	257,809	27,201	230,608	
	短大卒	15	44.5	234,351	15,458	218,893	
	高校卒 中学卒	54	41.0	195,833	8,848	186,985	
種	技術係員	49	34.9	281,418	19,859	261,559	行政職1級
	大学卒	11	39.1	295,553	6,252	289,301	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒 中学卒	37	33.8	279,281	23,840	255,441	

その2 給与比較の対象外職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
技能・ 労務 関係 職種 電 話 交 換 手 自家用乗用自動車運転手 衛 用 務 員	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 ・電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
教育 関係 職種 大 学 学 部 長 大 学 教 授 大 学 助 教 授 大 学 講 師 大 学 助 教 大 学 助 手 高 等 学 校 校 長 高 等 学 校 教 頭 高 等 学 校 教 諭	5 3 25	61.4 53.3 46.8	420,054 367,343 330,814		420,054 367,343 303,964	
研究 関係 職種 研 究 所 長 研究部(課)長 研究室(係)長 主 任 研 究 員 研 究 員 研 究 補 助 員	18 17 31 9	49.1 37.9 32.9 29.9	645,101 536,074 370,910 245,466	102,458 66,522 954	645,101 433,616 304,388 244,512	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) ・2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 ・構成員3人以上の室(係)の長 ・下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)

第11表 民間における初任給の改定状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
			増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	規模計	34.0	(38.7)	(61.3)	(0.0)	66.0
	500人以上	33.9	(54.8)	(45.2)	(0.0)	66.1
	100人以上500人未満	37.9	(38.8)	(61.2)	(0.0)	62.1
	50人以上100人未満	25.0	(16.7)	(83.3)	(0.0)	75.0
高校卒	規模計	37.6	(43.4)	(56.6)	(0.0)	62.4
	500人以上	36.9	(50.3)	(49.7)	(0.0)	63.1
	100人以上500人未満	43.3	(43.4)	(56.6)	(0.0)	56.7
	50人以上100人未満	25.0	(33.3)	(66.7)	(0.0)	75.0

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 民間における家族手当の支給状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		83.0%
配偶者に家族手当を支給する		(88.7%)
家族手当制度がない		17.0%
扶養家族の 構成別支給月額	配偶者	12,654円
	配偶者と子1人	17,172円
	配偶者と子2人	21,396円

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第13表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

項目 企業規模	部長級 (非役員)		課長級		係員級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 57.7	% 42.3	% 60.6	% 39.4	% 64.2	% 35.8
500人以上	39.5	60.5	50.7	49.3	64.8	35.2
100人以上 500人未満	54.1	45.9	56.5	43.5	56.9	43.1
50人以上 100人未満	81.9	18.1	78.0	22.0	78.2	21.8

第14表 民間における定年制の状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
	100.0%	81.9%	

3 生計費及び労働経済関係資料

令和2年4月の標準生計費算定方法

県民の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省統計局）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費…食料

住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ…その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の結果に基づいて算定した1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する宮崎市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成31年1月～令和元年12月の家計調査の調査世帯（全国）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第15表 宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和2年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	24,390	39,050	50,730	62,410	74,090
住居関係費	40,810	44,010	39,580	35,160	30,740
被服・履物費	1,480	4,770	5,420	6,060	6,710
雑費Ⅰ	21,030	27,070	36,620	46,150	55,690
雑費Ⅱ	4,560	13,220	15,400	17,580	19,760
計	92,270	128,120	147,750	167,360	186,990

第16表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 常用雇用 指 数 〔 調 査 産 業 計 〕	② 有効求人 倍 率 〔 季 節 調 整 値 〕	③ 完 全 失 業 率 〔 季 節 調 整 値 〕	④ 総実労働 時 間 数 (調査産業計)		⑤ 所定外労働 時 間 数 (調査産業計)	
	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国	宮 崎	全 国	宮 崎
				(時 間)	(時 間)	(時 間)	(時 間)
平成30年度	0.5	1.62	2.4	146.8	149.0	12.5	11.0
令和元年度	1.3	1.55	2.3	144.2	148.2	12.3	10.1
平成31年4月	1.1	1.63	2.4	148.7	154.5	13.1	11.6
令和元年5月	0.8	1.62	2.4	141.4	144.0	12.4	9.9
6月	1.0	1.61	2.3	147.4	150.1	12.3	9.4
7月	1.2	1.59	2.3	150.1	152.0	12.3	9.6
8月	1.2	1.59	2.3	141.6	141.0	11.6	9.0
9月	1.5	1.58	2.4	142.5	147.7	12.2	10.2
10月	1.5	1.58	2.4	146.5	150.4	12.6	9.8
11月	1.5	1.57	2.2	147.5	150.4	12.6	9.5
12月	1.5	1.57	2.2	145.0	150.3	12.3	10.2
令和2年1月	1.2	1.49	2.4	137.7	143.8	11.8	10.5
2月	1.1	1.45	2.4	139.8	145.5	12.1	9.9
3月	1.1	1.39	2.5	142.1	148.4	11.9	10.4
4月	0.9	1.32	2.6	143.9	149.8	10.6	9.0
資料出所	厚生労働省		総務省 統計局	厚生 労働省	県統計 調査課	厚生 労働省	県統計 調査課

(注) 1 ①、⑦、⑧は平成27年基準である。
 2 ①、④、⑤は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ④、⑤の平成30年度、令和元年度の欄は、それぞれ平成30暦年、令和元暦年の数値である。

⑥ 消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑦ 消費者物価指数		⑧ 国内企業物価指数
全 国		宮 崎 市		全 国	宮 崎 市	
(千 円)	前年度比 前年同月比 (%)	(千 円)	前年度比 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
318.3	1.7	277.0	△ 7.0	0.7	0.3	2.2
320.6	0.7	285.4	3.0	0.5	0.3	0.1
337.2	0.7	278.8	△24.4	0.9	0.8	1.3
332.3	6.4	286.8	4.3	0.7	1.0	0.6
308.4	5.6	332.1	46.0	0.7	0.7	△ 0.2
321.2	3.6	313.9	33.6	0.5	0.2	△ 0.7
325.5	1.7	294.9	△5.0	0.3	0.0	△ 0.9
329.7	8.9	345.2	51.4	0.2	△0.2	△ 1.1
305.2	△ 3.2	232.1	△12.2	0.2	△0.3	△ 0.4
304.0	0.2	224.9	△15.5	0.5	0.3	0.1
345.4	△ 1.6	260.6	△16.8	0.8	0.5	0.9
312.5	△ 4.1	252.0	△18.7	0.7	0.0	1.5
303.2	0.1	309.6	15.4	0.4	0.3	0.7
322.5	△ 7.6	293.9	14.5	0.4	0.1	△ 0.5
303.6	△ 9.9	260.2	△6.7	0.1	0.1	△ 2.5
総務省統計局					県統計調査課	日本銀行

